

政策経営・総務・財政委員会記録
【速報版】

令和8年3月12日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 川口広委員長 それでは、これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由に願います。

なお、佐藤副市長は、他の委員会に出席しておりますので、審査の状況により当委員会に出席するとのことですので、御了承願います。

審査に入ります前に、委員の皆様を確認させていただきたいと思います。

予算第二特別委員会から審査を委嘱された予算議案及び予算関係議案の審査につきましては、日程の都合上、常任委員会では質疑のみを行い、意見表明は行わない方向で審査いたします。

また、予算第二特別委員会委員長宛てに提出します審査委嘱報告書につきましては、主な質問事項を局別に記載しますので、委員長において取りまとめをし、提出をいたします。

以上、御了承願います。



◎ 市第76号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 それでは、議会局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

予算第二特別委員会から審査を委嘱されました市第76号議案関係部分を議題に供します。

市第76号議案 令和8年度横浜市一般会計予算（関係部分）

- 川口広委員長 議案につきましては、説明を省略し、予算第二特別委員会における質問もございませんでしたので、直ちに質疑に入ります。いかがでしょうか。

- みわ智恵美委員 議会局の審査は、参加はできなかったのですが、意見を表明したいと思います。

この間、常任委員会の視察で別府に行かせていただいて、別府市議会の広報を頂いて見させていただきました。これは、年間5回発行されているということで、大変読み応えもあるし、見た目もすごくすてきなもので、別府市でこれぐらいのことが出されているということで、予算規模とかは、御存じだとは思いますが、比較をして見てみたのです。

横浜市の一般会計の予算と別府市の予算を比べてみると、大体32倍、横浜市のほうが予算規模も大きいし、人口の規模も34倍なのです。ですから、あまねく市民の皆さんに横浜市の議会をお知らせするというこの労力とか大変さとか金銭的なものは、もちろんあると思うのですが、これぐらいのものが横浜でもできるんじゃないかなということで、議会局の広報のところだけの予算で比べると、人口規模が34倍なのに広報の予算規模が僅か6倍ということで、もう少し横浜市議会でもこういう広報にお金が使えていいんじゃないかなということを実感したもので、ぜひ見ていただきながらということで意見表明させていただきました。ありがとうございます。

- 川口広委員長 これに関して何かありますか。

- 豊議会局長 ヨコハマ議会だよりにつきましては、平成2年に団長会議におきまして今の紙面構成を御決

定いただいたという流れがございます。平成26年度からは、議会広報会議を設置いたしまして、紙面構成についていろいろと御意見をいただきながら進めてきております。今のみわ委員の御意見は、確かにいろんな工夫をされている自治体があるのは承知しておりますし、そういった形もあり得るとは思いますけれども、いずれにしろ議会広報会議の委員の皆様方の御議論の上で今の形をつくっておりますので、その御議論の中の御参考という形にさせていただければと思います。

以上でございます。

- 川口広委員長 ほかにかがでしょうか。
- みわ智恵美委員 ありがとうございます。そういう組織をきちんとつくって取り組んでいただいているということは承知しています。私も広報委員の一員として何年か関わったことがありますので、その場でも議員の顔写真を写してほしいとか載せてほしいとか、名前も出してほしいなども述べてきまして、少しずつ前進もしているかなと思うのですが、どこがこういうことを前にぐっと押していくのかというのは、いろんな場での議論が必要かなと改めて思っているところなのです。予算も人も増やさないと絶対つけないので、その点では、今、議論の参考にさせていただくという本当にありがたい答弁があったので、一言でも述べておくことは大事かなと思って述べさせていただきました。ありがとうございます。
- 川口広委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 ほかには御発言もないようですので、審査委嘱されました予算議案の審査を終了いたします。以上で議会局関係の審査は終了いたしましたので、次に、監査委員関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時05分

(当局交代)

再開時刻 午前10時06分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

◎ 市第76号議案（関係部分）及び市第107号議案の審査、採決

- 川口広委員長 監査委員関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。
予算第二特別委員会から審査を委嘱されました市第76号議案関係部分及び市第107号議案を一括議題に供します。

市第76号議案 令和8年度横浜市一般会計予算（関係部分）

市第107号議案 包括外部監査契約の締結

- 川口広委員長 議題についての説明は省略し、予算第二特別委員会における質問もございませんでしたので、直ちに質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** 特に御発言もないようですので、審査委嘱されました予算議案及び予算関係議案の審査を終了いたします。

以上で監査委員関係の審査は終了いたしましたので、次に、選挙管理委員会関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時07分

(当局交代)

再開時刻 午前10時08分

- **川口広委員長** それでは、委員会を再開します。

◎ 市第76号議案（関係部分）の審査、採決

- **川口広委員長** 選挙管理委員会関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

予算第二特別委員会から審査を委嘱されました市第76号議案関係部分を議題に供します。

市第76号議案 令和8年度横浜市一般会計予算（関係部分）

- **川口広委員長** 議案についての説明は省略し、予算第二特別委員会における質問要旨については、当局より簡潔に説明願います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 令和8年度予算第二特別委員会局別審査における選挙管理委員会事務局関係の質問要旨につきまして御説明いたします。

お手元の令和8年度予算第二特別委員会質問要旨を御覧ください。

3月10日に行われました局別審査では、4人の委員の皆様から御質問をいただきました。

2ページ目を御覧ください。

最初に、日本共産党の白井正子委員から、1の病院・老人ホーム等入所施設での不在者投票の推進について、御質問が5問ございました。

3ページ目を御覧ください。

自由民主党の青木亮祐委員から、1の共通投票所について、御質問が2問、御要望が1件、2の当日投票所の開閉時間について、御質問が3問、御要望が1件、3の期日前投票所の混雑対策について、御質問が3問、御要望が1件、4ページ目を御覧ください、4の開票の迅速化について、御質問が2問、御要望が1件、5の郵便投票等の登録手続の簡素化について、御質問が2問、御要望が1件、6の二重投票の防止について、御質問が1問ございました。

5ページ目を御覧ください。

公明党の木内秀一委員から、1の投票しやすい環境づくりについて、御質問が3問、御要望が1件ございました。

6ページ目を御覧ください。

最後に、国民民主党の深作祐衣委員から、1の主権者教育の充実について、御質問が3問、2の親子連れ

投票について、御質問が2問ございました。

以上、選挙管理委員会事務局関係の質問要旨につきまして御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 特に御発言もないようですので、審査委嘱されました予算議案の審査を終了いたします。

以上で選挙管理委員会関係の審査は終了いたしましたので、次に、人事委員会関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時10分

(当局交代)

再開時刻 午前10時11分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

◎ 市第76号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 人事委員会関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

予算第二特別委員会から審査を委嘱されました市第76号議案関係部分を議題に供します。

市第76号議案 令和8年度横浜市一般会計予算（関係部分）

- 川口広委員長 議案についての説明は省略し、予算第二特別委員会における質問もございませんでしたので、直ちに質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 特に御発言もないようですので、審査委嘱されました予算議案の審査を終了いたします。

以上で人事委員会関係の審査は終了いたしましたので、次に、会計室関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時12分

(当局交代)

再開時刻 午前10時12分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

◎ 市第76号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 会計室関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

予算第二特別委員会から審査を委嘱されました市第76号議案関係部分を議題に供します。

- 川口広委員長 議案についての説明は省略し、予算第二特別委員会における質問もございませんでしたので、直ちに質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 川口広委員長 特に御発言もないようですので、審査委嘱されました予算議案の審査を終了いたします。以上で会計室関係の審査は終了いたしましたので、次に、デジタル統括本部関係に入ります。当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時13分

（当局交代）

再開時刻 午前10時14分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

◎ 市第76号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 デジタル統括本部関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

予算第二特別委員会から審査を委嘱されました市第76号議案関係部分を議題に供します。

- 川口広委員長 議案についての説明は省略し、予算第二特別委員会における質問要旨について、当局より簡潔に説明を願います。

- 古石デジタル統括本部長 よろしく願いいたします。それでは、予算第二特別委員会におけるデジタル統括本部関係の質問要旨につきまして御説明申し上げます。

令和8年度予算第二特別委員会質問要旨を御覧ください。

3月5日に行われました特別審査では、4人の委員の方々から御質問をいただきました。

それでは、2ページを御覧ください。

最初に、日本維新の会・無所属の会の大山しょうじ委員からは、DXによる時間創出について、5問の御質問をいただきました。

3ページを御覧ください。

自由民主党の横山勇太郎委員からは、新たな業務基盤について、3問の御質問と1件の御要望をいただきました。

4ページを御覧ください。

公明党の竹内康洋委員からは、1つ目にAIイノベーションの推進について、2つ目にDX人材の育成について、合計6問の御質問をいただきました。

5ページを御覧ください。

最後に、立憲民主党・無所属の会のかざまあさみ委員からは、デジタルを活用した役所の縦割り解消と届く行政の実現について、3問の御質問と1件の御意見をいただきました。

御説明は以上です。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 特に御発言もないようですので、審査委嘱されました予算議案の審査を終了いたします。
以上でデジタル統括本部関係の審査は終了いたしましたので、次に、総務局関係に入ります。
当局参集の間、休憩いたします。
休憩時刻 午前10時16分
(当 局 交 代)

再開時刻 午前10時18分

- **川口広委員長** それでは、委員会を再開します。

◎ 市第153号議案の審査、採決

- **川口広委員長** 総務局関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。
初めに、審査の都合上、3月11日の本会議において上程され、本委員会に付託されました市第153号議案を議題に供します。

市第153号議案 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正

- **川口広委員長** 当局の説明を求めます。
- **吉川総務局長** それでは、市第153号議案、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正につきまして御説明申し上げます。議案の概要をまとめた資料をお手元に配付させていただきましたので、この資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の点線の囲みの議案の概要を御覧ください。

横浜市市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、横浜市特別職職員議員報酬等審議会からの答申に基づき改定を行います。また、これに準じて、教育長等の常勤特別職職員の給料の額及び行政委員会委員等の非常勤特別職職員等の報酬の額についても改定を行います。

次に、1の審議会における審議経過を御覧ください。

今回の改定に至りました経過を記載しております。昨年10月の横浜市人事委員会勧告を尊重し、11月に一般職職員の給与に関する条例の一部改正議案を提出し、御議決をいただきました。これを受けまして、本年1月20日に第1回の審議会を開催し、1月27日に審議会から議員報酬及び市長、副市長の給料について、引き上げるべきとの報告を受けました。その後、2月5日に第2回審議会を開催し、2月16日に審議会から引上げ額等の答申をいただきました。この答申の中で、前回、議員報酬等が改定された平成23年度以降の区局

長級職員の給与改定率の累積である3.02%を基準として改定することとされております。

次に、2の改正する条例について御説明いたします。

(1) 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例では、議会の議長、副議長、委員長、副委員長、議員の議員報酬の額を改定いたします。

(2) 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例では、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、秘書の給料の額及び公営企業管理者の給料月額の上限額を改定いたします。

(3) 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例では、教育委員会委員、市、区の選挙管理委員会委員、監査委員、人事委員会委員、農業委員会委員、その他非常勤特別職の報酬額及び非常勤特別職職員の報酬の上限額を改定いたします。

(4) 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、会計年度任用職員の報酬の上限額を改定いたします。

2ページを御覧ください。

今回の改正条例による主な改定額の一覧を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。表の太線で囲んだ部分が今回の改定後の給料、報酬額となっております。

次に、表の下、(5)市長の給料の額に関する特例ですが、市長の給料の額については、現任期中に限り改定前の額に据え置くことといたします。

3の施行期日ですが、令和8年4月1日を予定しております。

御説明は以上となります。御審査のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- みわ智恵美委員 御説明ありがとうございます。まず最初に伺いたいのが、御説明していただきました、審議会からの答申が出されたということで、それに書かれていたものに基づいて改定を行いますということ、議案が出されております。これについて、答申が出されたものそのままではなくて、私たちは、分けて議論がされるべきだという主張なのですけれども、その点から、答申に基づき改定を行いますとありますけれども、基づいて議案として出してくる過程で、皆さんのところで分けて出すことができるのかどうか、伺います。
- 吉川総務局長 技術的にということであれば、分けることは可能ではございますけれども、私どもとして、今回は、議員報酬並びに市長、副市長の給料の額につきまして、審議会に合わせて諮問をして、答申も合わせていただいたというところがございますので、それに基づいた形で条例の改正を実施させていただいたということで、技術的に言えば、分けることは、可能ではございます。ただ、我々としては、1本でお出しすることが適切であると考えてお出しさせていただいたというものでございます。
- みわ智恵美委員 ありがとうございます。それで、もう一点、市長の現任期中に限るとあります。これを見ますと、現任期中に限り改定前の額としますと書かれているのですけれども、これまでの議会などでの説明では、様々なことが言われていますけれども、現任期中に限りという中身だけを取り上げると、市民の現下の消費生活動向から、今期、私の分は上げないという判断もできたんじゃないかと考えるわけですけれども、そういう趣旨はないということでしょうか。
- 吉川総務局長 昨日、本会議の場で御質問いただく中で市長から御答弁を申し上げておりますけれども、物価高騰だとかということについては、今回、据え置くということの理由とは、なっております。

- **みわ智恵美委員** 分かりました。それで、議会での答弁などからで、としますとしか書いていないのですが、これまでの議会での話では、第三者による調査の答申が出された結果が出てからと報告がされるということで、第三者による調査がされるということで今期中に限りということなのですけれども、この第三者の調査というものですけれども、このことが関わっているのでこの場でも、後で報告があるとは伺っております。報告事項で第三者による調査についてとあるのは分かっているわけなのですが、この第三者による調査ですけれども、この設置が法に基づいて行われるものなのかどうかを伺います。
- **吉川総務局長** 第三者による調査ですけれども、法に基づくものではございません。
- **みわ智恵美委員** 法に基づかないということで、それで、後ほどのところでも詳しく御説明があったり質疑があるかなと思うのですけれども、この調査には2000万円かかると聞いているのですけれども、このお金はどこから出てくるのでしょうか。
- **吉川総務局長** 横浜市の公費で負担をするものでございます。
- **みわ智恵美委員** 公費でというのは、局とか担当の場所は。
- **吉川総務局長** 総務局の予算からということで執行させていただくというものでございます。
- **みわ智恵美委員** それは、コンプライアンス委員会があるからとかそういうことですか。
- **吉川総務局長** おっしゃるとおり、総務局のほうで予算上の対応をさせていただくというものでございます。
- **みわ智恵美委員** ということで、そのお金の拠出執行の最終権限はどなたになるのですか。
- **吉川総務局長** 予算ということに関して言えば、もちろん市長にということだと思いますけれども、執行ということに関して言えば、それぞれ執行する金額に応じてということで決裁権者が定められておりますので、執行する額に応じてということで、決裁権者が最終的にその執行を決定するということになるかと思えます。
- **みわ智恵美委員** 分かりました。すみません。ありがとうございます。調査のための最終権限は、予算ということになると市長と述べられたと思います。そのことと、それから、ここの今任期中に限りというのが、現下の市民の消費生活動向からというものでないということは理解できました。ありがとうございます。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **横山正人委員** 本件について、局長が我が党の部屋にいらして御説明をいただいたときに、私から、なぜ附則をつけるのですかという質問をしたときに、局長は、据え置く理由ですが、市長につきましては、週刊誌報道等に基づき、今後、第三者委員会による調査が行われることを踏まえて今任期中は据え置くこととしたものと聞いておりますと、こう答えたのです。私は、私の聞き間違いじゃないかと思って、そのときのことを資料として出してもらいたいというふうにして出ていただいたものを、今、私は読んだのだけれども、御自身のこの発言に対して何か違和感を感じませんか。
- **吉川総務局長** 議案の概要の説明をさせていただくというときにということで、私のほうから口頭で御説明さしあげた中身につきましては、今、横山委員がおっしゃられたとおりの御説明をさせていただいたというものでございます。この理由についてということで、私どものほうとしては、もちろん市長の意向ということの中で平原副市長を通じて私どもに伝えられたものを、議案概要の説明の場で各会派の皆様方に御説明をさせていただいたというところでございます。
- これは、すみません、この後、横山委員からお話があるのかもしれませんが、違和感というところ

に関して申し上げれば、私としては、説明の場で申し上げた第三者委員会による調査ということで、組織ないしは合議体としての第三者委員会という調査、委員会という名称を使ったということについての違和感ということかなと思いますし、私もそのところに関しては、行政の職員としてということで申し上げれば、正直、違和感を感じたところは事実でございます。

○ **横山正人委員** この第三者委員会なるものは、当初から否定されているわけですよね。これはなぜかといえば、条例などに基づかないものであるから第三者による調査ですということとをずっと御説明いただいているわけです。私も第三者による委員会だという認識を持っているのだけれども、なぜこだけ第三者委員会という表現をしているのかということが、ずっと私は引っかかっているのです。これは、平原さんを通じて局長にこの内容で各党派に説明せよと、こういうことだったと思うのだけれども、副市長なり局長からこれは間違いじゃありませんかと、第三者委員会なるものはありませんと、第三者による調査ですと訂正を求めなかったのですか。

○ **吉川総務局長** 御指摘ということでいえば、先ほど申し上げましたけれども、私も違和感を感じたのは事実でございますけれども、この部分について、市長または平原副市長に対してこの部分が正しくないということについては、申し上げていないということが事実ではございます。

ただ、私の認識としては、これは想像の部分も含めてということになってしまうのですけれども、市長に対してということで調査を実施させていただくということについては、総括コンプライアンス責任者である伊地知副市長から市長にも御説明をさしあげているところではございますけれども、調査を実施する第三者委員による調査というものが法に基づくものであるとか、条例に基づくものであるとか合議体なのだといった詳細まで市長に御説明を申し上げているということではないということとで承知をしていると、私としてはそういう理解をしておりますので、市長としては、恐らく一般的にこういった調査をするときに、第三者委員会による調査ということが他の自治体等でも行われておりますので、その一般的な名称ということで使われたのかなということとで理解をしたと。ただ、この点について、行政の職員として指摘をしなかったということについては、御指摘のとおり事実でございます。

○ **横山正人委員** それは違います。こういうところの文言というのは、全ての行政文書の中だったり発言だったり、大切だから正確を期すのです。特にこの問題については、しっかりと皆さん、読み原を用意して、それで説明しているんだから、間違いなんか起きっこないのです。この第三者委員会という表現に関して、コンプライアンス責任者である副市長なり平原副市長から市長に対して、これは間違いですと、これは第三者による調査と言い換えたほうがいいんじゃないのですかと、副市長、進言されなかったのですか。

○ **伊地知副市長** 大変申し訳ないと思っております。その部分につきまして、私もチェックが行き届かなかったなと思っております。

○ **横山正人委員** 伊地知さん、自分の責任にすり替えてもらっちゃ困るんだよね。これは、私が聞いているところによると、市長に対してこれは間違いですと平原さんから言っているはずなのです。にもかかわらず、市長はこれで行けと言うからこれになったのです。これは、この問題が全てこの関係の問題を表しているのです。しっかりと部下の進言を聞き入れない態度、これがこの問題を引き起こしているのです。全く改まっていない。本当に僕は情けないと思う。こんな状況で377万人のトップってよく言えるものだなと憤りを私は持っています。

特に昨日の本会議でも、第三者による調査を理由に答えない。全く失礼極まりない話です。これは陳情も

あるし調査の報告もあるから、また後ほどやりますけれども、この説明一つ取っても、今の横浜市政の異常事態、これは、私は見るに耐えない。それだけ申し上げておきたいと思います。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **大野トモイ委員** その前に、これは、意見表明はなくして採決でしたっけ。各自が質疑をしていいタイミングでしたか。
- **川口広委員長** 大丈夫です。
- **大野トモイ委員** ありがとうございます。昨日の荻原隆宏議員の質疑が本議案についてあったわけで、その話をしようと思ったのですが、今、横山委員のお話を聞いていて思い出したことがあって、私は、多分、本会議だったと思うのだけれども、ハンナ・アーレントのエルサレムのアイヒマンを引いて、悪の凡庸さの話をしたことがあったと思います。決まったことにただ従っていくという、そのことについての概念だけれども、進言を受け入れない人と進言をした人と、どっちが悪いかというと、進言を受け入れない人なのだけれども、そこでじゃあ進言をしていないのですと言うのか、本当はしたのですと言うのか、それは、私は公務員の一家に、親に育てられましたけれども、そのことを思ったので一言だけお伝えをしたいなと思って言わせていただきました。

それで、昨日の荻原隆宏議員の質疑なのですけれども、何をおっしゃったかという、物価上昇に賃金上昇が追いついていない現状では、市会議員の報酬を上げるべきときではないとのお立場から質疑をされまして、私も賛同の思いで聞いておりまして拍手をいたしました。副市長の答弁の内容について少し確認なのですけれども、さっきみわ委員からもありましたが、市長、副市長、議員などについて、東ねられた議案として出されていることの理由とか何かを聞いたのですけれども、特別職の本市の議員報酬等審議会条例がそうなっているから合わせて答申を求めて、合わせて答申を得たので、合わせて議案として提出しているという趣旨だったと理解しますけれども、それで合っていますか。

- **伊地知副市長** 今おっしゃっていただいたとおりで、もともと審議会の条例というのが、横浜市特別職職員と議員報酬等審議会条例に基づいて審議会を持たれています。2つを1つにした審議会を持たれていて、そこに両者を合わせた形で諮問をしていて、その両者を合わせた形で答申をいただいている。これまでも条例改正は、今回と同じように一括の条例としてお出しをしておりましたので、今回も同じような形を取りましたということでお話をしました。

あえて次のこともお話しすると、分ける気があるのかなのか、分けることができるかできないかというお話については、先ほど局長からも答弁をいたしましたように、分けることは、技術的には可能ですが、先ほど申しましたように、条例に基づいて一体で諮問して一体で答申をいただいている、それを今回だけ分けるということが我々の思考の中ではなかったもので、これまでと同じように一括でさせていただいたということでございます。

- **大野トモイ委員** ありがとうございます。物事には理由があって、漏れがないようにとか効率的によくいくようにということで前例を踏襲するということは、行政においてまああることだということは承知をしていますが、その上で、例えばじゃあこの根拠となっている横浜市特別職議員報酬等審議会条例がそもそも変われば、それは、別々に出せるようになるのでしょうか。
- **吉川総務局長** それは、審議会条例そのものを改正して条例を分けるということで、市長、副市長と議員報酬について、別の条例で審議会に諮問して答申を得るのだという形になれば、議案も当然分かれてくるの

だろうとは思いますが、今時点でも、今、福市長からも御答弁がありましたけれども、技術的には、分けることは可能ですけれども、今の条例の立てつけの中で言えば、我々としては、一体で議案としてお出しすることが適切であると考えたということでございます。

- **大野トモイ委員** ありがとうございます。私は、自分の報酬について、このタイミングで上げるというのは、なかなか賛同し難いと考えていて、これが別で出されているといいなという思いがあってこういうお伺いをさせていただいたところです。でも、今の段階では、少なくともそれができないということを理解しました。ありがとうございます。
- **田中ゆき委員** 御説明ありがとうございます。今回、30年ぶりの特別職と議員等の報酬の引上げということに対して、まず副市長に伺いたいのですけれども、30年ぶりに報酬の条例も改正するということが出てきたことに対する所感を伺いたいと思います。
- **伊地知副市長** 委員も多分思っていられると思いますけれども、我々も特別職の報酬について、軽々に議論するものではないだろうと思っていますので、そういう意味で、これまで何年間も一般職の給与が上がると一応諮問はすることになっているのですが、その中でもずっと引上げはしないという方向でいただいていたので、そういうことが積み重ねられてきた結果、今回、結果として30年ぶりの引上げになったということですので、答申を重く受け止めるとともに、その重責をしっかりと心に留めなきゃいけないと思っています。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。今、すごく大きなお話だったと思うのです。答申を重く受け止めるということに対して、今回、この議案が出てきたときに、本当にその答申を重く受け止めているのだからかということが、市長が自らマスコミ等の報道で騒がせたことによりということだったと思うのですけれども、今回のこの特例措置を議案に含めた理由について伺いたいと思います。
- **伊地知副市長** 昨日も市長の答弁にございましたように、市長としては、第三者による調査が行われる前の時点でこの答申の引上げということを議論することについては、まだ早いとかその時期ではないと答弁をされていたので、そういうことだと思っています。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。そのことについて、伊地知副市長はどのようにお感じになりましたでしょうか。
- **伊地知副市長** 私個人の意見としてですけれども、現下の経済情勢ということで考えて、いろんなものの物価が上がっているという状況の中で、諮問して答申を受けた、その答申の中では、市長の給与も上げるべきではないかという答申をいただいているということは、非常に重いお話だなと思っています。そのことと、それから第三者による調査というのは、本当は別の話なのかなと私も思っています。それは、昨日の議論の中でもありましたけれども、第三者の調査は、調査としてその結果をどう受け止めるかとかということは、また別の話だなと思っています。市長の思いとしては、先ほど申したような形だったのかなと思っています。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。今、別にとりか、お感じになられたところのお考えの中で、別の話というところが今回のこの議案に入ってきてしまったということ自体が違和感というか、逆にですけれども、賛否を呼ぶような出来事になってしまっていると思うのですけれども、切り離すべきだとか、ここに市長の特例の措置を入れないほうがいいんじゃないかみたいな議論ってなされなかったのでしょうか。
- **伊地知副市長** 直接、私は、この件に関して市長と話をする機会はなかったのですけれども、いろんな考えは、市長の中でもあったとは、平原副市長からは聞いています。物価高騰していて物価高騰対策も補正予

算で出しているようなときに、自分の給料をこれだけ上げてもいいのだろうかという思いもあったと聞いていますし、一方で、答申は答申として尊重したいのだけれども、これだけ世間を騒がせてしまったという状況の中で、そのことを全く知らないがごとく上げていくということが、本当にそれが市民感覚なのかということも市長としては迷われた結果が、この形になったのかなと理解をしています。

- **田中ゆき委員** ありがとうございます。この件について、伊地知副市長は、山中市長とは、直接やり取りがなかったと私は認識したのですけれども、副市長って4名いらっしゃると思うのですけれども、大切なことを決めるときとか、あと、これもトップダウンで平原副市長と山中市長との間で決め事になってくると、伊地知さんも、何もお考えがあったとしても述べることってできないのでしょうか。
- **伊地知副市長** 先ほどの答弁の中でもお話ししたように、審議会に対して特別職も議員の皆さんのものも一括で諮問して一括で答申をもらっているという段階でしたので、どちらかという、議員の皆さんの報酬を上げてということもあって、これまで、比較的、この議論に関しては、平原副市長に専管していただいていたという経緯があったので、私も口を出しづらい状況にあって、それで平原副市長にお任せをしていたという現状があります。ものによって、先ほどの表現というところについても、そういう意味で、私が自分の所管であるという認識が少し薄かったということだと思っています。
- **田中ゆき委員** お答えいただいてありがとうございます。審議会の今回の答申というのは、すごく重く受け止めているということに対して、私も、物価上昇の中とかいろいろある中でも、30年ぶりにという中で、審議会で本当にこれは尊重されているのかどうかって、市長の特例を御自身で据え置くという御判断自体が審議会の答申と反するものだと思うのですけれども、その点については、整合性って取れているとお考えでしょうか。
- **伊地知副市長** 審議会としては、現下の経済情勢であるとか、周辺の状況であるとか、これまでの経過であるとか、そういうものを含めて総合的にお考えいただいて答申をいただいたものと考えておりますので、そこは、我々としても重く受け止めなければならないものだと思います。それを議案として提出する市長の立場の中で、市長の判断がそこに入ったということですので、決して答申をないがしろにするとかいうことではなくて、御自身が任期の間については答申でいただいた部分について引き上げないということですから、逆に言えば、次の市長になったときには、答申のとおり上げるということになりますので、そういうふうに私は受け取っています。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。審議会の答申についてのお考えとか、重く受け止める、物価上昇がある中でも引き上げるという答申についての理解はできたのですけれども、その答申に反して市長が特例を御自身だけつけたということに対して、その事由がしかも個別の事案ということってとても大きいと思うのですけれども、市長だと個別の事案でも認められるというか、皆さんも認めざるを得ない状況にあるということの認識でよろしいでしょうか。
- **伊地知副市長** 今の市長が置かれている状況というのは、通常の場合とは全く異なる状況であるということで、答申をいただいたものを最大限尊重して議案としてお出しをするというのが通常ですので、そういう意味では、その状況の中での市長の判断としか、私としてはお答えのしようがないかなと思います。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。これ以上伺っても市長の判断というところですので、御状況はよく分かりました。本当にありがとうございます。
以上です。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。一回整理させていただきます。先ほど大野委員から御質問があったのですが、このタイミングで意見表明も含めてしていただければと思いますので、改めましてみわ委員から。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。今、質疑もされましたし、私も伺った中で、議案が分けて出されていけば、実質賃金さがり続けている現状の中で、本当に上げられるべき方々の報酬が上がるということに賛成をできたと思います。しかし、今、私たちは、議員の報酬は、上げるべきではないと思っておりますので、153号には反対です。
- **川口広委員長** ありがとうございます。改めまして整理しますが、反対の方の意見表明を求めたいと思いますので、今、みわ委員にさせていただいて、次は坂井委員。
- **坂井太委員** 長期財政推計では、横浜市市の収支差は、2065年度に、マイナス1663億円に拡大すると思われます。市民の負担の見直しを求める一方で政治側が自らの報酬を引き上げることは、市民感情では乖離していると思います。また、横浜市会議員の報酬水準は、政令指定都市の中でも高水準にあると思います。ですので我々は、市民の方々に十分説明ができないので反対をさせていただきます。

以上です。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **大野トモイ委員** ありがとうございます。質疑をさせていただきました。私も先ほど申し上げましたように、このタイミングで自らの報酬について上げるということは、なかなか賛同し難いと感じています。一方で、その他の方々につきましては、答申を受け止めて上げていただくところが順当かなと思っております。市会議員だけ分けるということが何かできないのかなということもお伺いしてみましたけれども、それもなかなか難しいというところで、市会議員については報酬を上げないという内容の修正案を出すことも考えております。よって、本議案には反対をいたします。

- **川口広委員長** ほかによろしいですか。
今、意見表明もいただいたところで質疑を終了し、採決することに当たりまして御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** それでは、採決いたします。
採決の方法は挙手といたします。
本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)

- **川口広委員長** 賛成多数。
よって、市第153号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第76号議案（関係部分）、市第96号議案、市第97号議案、市第98号議案、市第99号議案、市第100号議案、市第101号議案及び市第106号議案の審査、採決

- **川口広委員長** 次に、予算第二特別委員会から審査を委嘱されました市第76号議案関係部分、市第96号議案、市第97号議案、市第98号議案、市第99号議案、市第100号議案、市第101号議案及び市第106号議案を一括議題に供します。

市第76号議案	令和8年度横浜市一般会計予算（関係部分）
市第96号議案	横浜市旅費条例の全部改正
市第97号議案	横浜市事務分掌条例の一部改正
市第98号議案	横浜市職員定数条例等の一部改正
市第99号議案	横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正
市第100号議案	横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正
市第101号議案	横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
市第106号議案	公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可

○ **川口広委員長** 議案についての説明は省略し、予算第二特別委員会における質問要旨について、当局より簡潔に説明を願います。

○ **吉川総務局長** それでは、予算第二特別委員会における総務局関係の質問要旨について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました資料、令和8年度予算第二特別委員会質問要旨を御覧ください。

3月5日に行われました局別審査では、8人の委員の方々から御質問をいただきました。

2ページを御覧ください。

最初に、日本維新の会・無所属の会の大山しょうじ委員からは、1、外郭団体の経営向上に向けた取組について、2、感震ブレーカーの設置促進について、合計6問の質問をいただきました。

続きまして、3ページを御覧ください。

国民民主党の坂本勝司委員からは、1、大規模地震被害の軽減について、2、帰宅困難者対策について、3、障害者雇用の推進について、合計8問の御質問と1件の御要望をいただきました。

続きまして、4ページを御覧ください。

日本共産党のみわ智恵美委員からは、1、地域防災拠点等の在り方について、2、雨水出水浸水想定区域の指定について、3、防災行政用無線について、資料の5ページを御覧ください、4、職員に対する健康相談の在り方について、5、児童相談所の専門職配置について、合計15問の御質問と3件の御要望をいただきました。

続きまして、6ページを御覧ください。

自由民主党の山田一誠委員からは、横浜市立大学附属2病院の経営について、合計15問の御質問と1件の御要望をいただきました。

続きまして、7ページを御覧ください。

自由民主党の横山勇太郎委員からは、1、市民意識と地震防災戦略について、2、外国人に向けた防災の取組について、3、在宅避難の促進について、4、災害時のトイレ問題について、資料の8ページを御覧ください、5、市長の言動に関する第三者による調査について、合計21問の御質問と2件の御要望をいただきました。

続きまして、9ページを御覧ください。

公明党の竹内康洋委員からは、1、防災・減災への取組について、2、職員のキャリア形成支援について、3、AIイノベーションの推進について、合計14問の御質問と2件の御要望をいただきました。

続きまして、10ページを御覧ください。

立憲民主党・無所属の会のかざまあさみ委員からは、1、地域防災拠点の訓練について、2、職員のモチベーション向上に向けた人事制度について、3、障害者雇用について、4、職員の柔軟な働き方について、合計11問の御質問と1件の御要望をいただきました。

続きまして、11ページを御覧ください。

最後に、井上さくら委員からは、1、市長のパワハラ等の調査について、資料の12ページを御覧ください、2、特別職を対象に含むコンプライアンス条例の必要性について、合計15問の御質問をいただきました。

以上、総務局関係の質問要旨について御説明を申し上げました。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **みわ智恵美委員** 御説明ありがとうございました。まず、市第97号議案、横浜市事務分掌条例の一部改正について伺います。これは、事務分掌が変えられる説明も受けたりしながらでしたけれども、今回、明確に政策経営局を政策経営国際戦略局につて、この議案が出て初めて出て見えたという事態です。それから、国際局がなくなっちゃうんじゃないかとか財政局がなくなってしまうことについても、この場での質問もさせていただきました。

そういう中で、市民局のところにこれまであった国際局の多文化共生とか国際平和、そういう分野が移動されることだったり、それから、政策経営局のところにあった男女共同参画が、これも市民局のところに移動というのですか、合体するというので、この書きぶりとしては、大変前進面にしてほしいと思うのですけれども、そういう御説明もあったと思いますけれども、今、市民局の責任職の名簿を見ますと、本当に人数が少ないのです。どこの局よりも大変手薄に見える。これは、市民局のところに区役所が別にじゃんじゃんとなるのでなっているのかなと思うのですけれども、これまで本当に推進されてきた国際平和とか多文化共生、そういう国際局が担っていた部分や政策経営で担っていた男女共同という全体に関わる部分が市民局に移管されるということで、人員の配置だとか構成の在り方とかこういうものは、なりますよというだけで全く示されていないのです。この点についてはどういうふうを考えて、スケジュール的にはどうなっているのか、伺います。

- **久保田人事部長** お答えいたします。ありがとうございます。今、御質問いただきましたとおり、今回、市民局には、国際局、また政策経営局から関連の事務を移管するに伴いまして、これまでと同様、もしくはそれ以上にきちんと対応できるようにということで、必要な体制については確保していくということになりますので、人員の移管等についても、今後、実施をしてまいります。
- **みわ智恵美委員** それでは、今、政策経営のところにある男女共同の配置されている方々も含めて、それでもこれからは、政策経営局じゃないのですけれども、審議の中でアウトリーチも強めていくという中では、本当に人員の確保が厳しい中で必要だと思いますし、国際局についてもと思いますので、在り方的には、局の構成の細かな部分については、そのままその分野は移動するという形になるのか、それとも、市民局には区役所などもありますので、どういう配置の仕方で行くのかも改めて伺います。
- **久保田人事部長** まず、男女共同参画については、現在、政策経営局で男女共同参画推進課という形で1つの課になっております。それから国際平和、それから多文化共生等については、国際局の政策総務課という中で、今、担当しておりますので、男女共同参画推進課については、丸ごと市民局のほうに移管をいたし

ます。それから国際局の政策総務課については、その担当業務を担っている職員が移管をするという形になります。そして、それぞれ全ての業務を担当する国際平和ダイバーシティ担当理事というものが新たに設置をされるという形になります。

- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。局のところでは、そういうふうになるのかなと思うのですけれども、今の男女共同だったり多文化共生とかダイバーシティなど国際平和に関わる部分も、何しろ18行政区に本当にしみ渡りするような取組がぜひ市民局のところ、区役所でも一丸となつてつくっていただきたいと思うのですけれども、副市長に伺いたいのですけれども、本当に区役所の場で多文化共生であったり、それから男女平等、女性からの相談、私たちがDVで逃れたいという方々があつたときの相談は、区役所にしております。そういう点からも、さらに強化が、区役所における幅広い分野の市民に身近なところで、今の局のところで行われていたものが、より身近なものとして充実されるということは、すごく大事なものだと思うので、区役所なんかにおける組織再編も改めてされるのかどうか、伺います。
- **伊地知副市長** 今、委員がおっしゃったように、今の状況においても、DV相談とか苦しんでいる女性の方の相談を区役所で受けているというのは、重々承知をしております。また、私も区役所を6か所、今、持たせていただいていますけれども、その中でも外国人市民が増えることによる様々な課題も出てきていると聞いておりますので、今までの国際交流ラウンジを中心とした体制から、より区役所が絡んでいく形でその辺りの地域住民との融和というところをどういうふうにやっていくのか、そういうことはこれからの課題だと思っておりますので、その課題に沿った形で、組織についても全体を見直す中で担当を決めていくことになるだろうと考えています。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。より充実する方向で、今、私が述べた分野では本当に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。
それから、100号議案について伺います。横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正なのですが、ここの中で気になる言葉があつて、それをどういうふうに考えたらいいのかなということでお伺いしたいと思います。昇給に関わつての中身が書かれておりました。その100号のところこういう書き方がしてあつて、次に掲げる職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合に限り行うと書かれておりました。これはどういうふうに考えたらいいのですかと伺ったら、この第2項においては、7級の方と、それから8級という部長級の方、それから局長級の方についてのものであると御説明いただいたのですけれども、それでよろしいでしょうか。どうですか。
- **久保田人事部長** おっしゃるとおりでございます。7級と8級は、部長級と局長級、区长級でございます。
- **みわ智恵美委員** 皆さんの統括に関わるような部長級や局長級の方の昇給というのが、ここに書いてあるような極めて良好とか、それで特に良好って、どういうふうに判断されるのかなということについて、それよりも上にある方々の判断で、圧力とかそういうものではなく公平に審査がされて、昇給が勤務成績に応じてといたしますかきちんとされる、そのことについては別に何か決まったものがあつて、これが恣意的、不透明な事態ではないというのはどのように担保されるのか、伺います。
- **吉川総務局長** 人事評価に関して言えば、7級、8級に限らずということではございますけれども、当然ですが、上司が私どもの中で人事評価をするためのいろいろな考え方だとか基準だとか制度だとかということについても、様々な場面で研修だとかということでも徹底を図ってきておりますので、その中で公正公平

な評価をしていくということでございます。局長級に関して言えば、市長、副市長がということになりますけれども、そこも同じように公正公平な評価が現在もされていると認識しています。

- **みわ智恵美委員** それも言葉で書いてあるだけという感じがして、お答えいただいてこのように述べるのは申し訳ないのですけれども、今の私が読んだところが新しいのです。改正案になっているのです。そういうことでより担保されるのか、その点について、ここが書き加えられた点でどういう御見解か、伺います。
- **吉川総務局長** そういうことで申し上げますと、すみません、今まではということですが、職員から係長、課長、部長、局長までということで、基本的には、勤務評定の評価の中で標準の評価であっても1年に1度、給料表に基づいてということで昇給するという仕組みになっていたのですけれども、今後、7級と8級の局長、部長級、いわゆる経営責任職に関しては、標準の評価であって、今までは、実は、1年に1回、昇給していたのです。それを経営責任職に関しては、成績が優秀というか実績を上げた、高い評価を得た職員だけを、そういった場合にだけ昇給をしていくべきじゃないかと。

ただ、課長級以下の職員については、基本的には、1年に1度の昇給は、標準の評価であってもあるのですけれども、もちろんそこでも顕著な実績を上げた職員は、さらに高い昇給幅になるということで、今までは、局長以下も1年に1回、昇給があったのですけれども、7級、8級については、今後は、標準の評価であれば給料はそのまま据え置き、ただ、きちんとした実績が上がればその分については昇給しますよということで、より成績に基づいた、実績に基づいた昇給の制度に改めていくということが、7級、8級の部分で今回の改正の理由ということになります。

- **みわ智恵美委員** 営業に関わるような企業などであれば、売上げを上げたとか件数を増やしたとか、いろいろ評価が目に見えてと思うのですけれども、今、御説明いただいて、誰かがではなくて集团的に評価がまず行われるということとか、それから、下級の方というのは言い方があれですけれども、部下の方々も含めた組織での評価なのかどうか、改めて伺います。
- **吉川総務局長** 評価ということ言えば、例えば局長であればということですが、局長自身の仕事ぶりだとかということも、もちろん評価の一つの項目にはなりますけれども、組織の中で、局長がどういったマネジメントで職員のモチベーションだとかということも高めながら、組織として成果が上がった部分だとかということについても、当たり前ですが、その部分も含めて評価ということになりますので、それぞれの個人の頑張りだとかということだけではなくて、マネジメントの中で、どういった組織として成果が上げられたのかということを含めて評価をしていくということでございます。
- **みわ智恵美委員** 御説明本当にありがとうございます。これを今回書き加えたということがどういう今後の事態になるのか、改めて見守ってもいかなければならないなと思っております。ありがとうございます。
- **川口広委員長** 今、みわ委員が質問を終る前に久保田部長から手が挙がりましたけれども、補足はありますでしょうか。
- **久保田人事部長** 手続的な部分で補足を申し上げます。こちらの評価は、例えば局長級の評価についてでございますけれども、これは、毎年、人事評価を行っておりますが、これについては、局長の評価は、一時的には副市長が評価をするという形に当然なります。

その上で、現在、約70名の局長級、区長級がいらっしゃいまして、4名の副市長が評価をされていらっしゃいますので、その統一ということもございまして、4副市長が一堂に会して副市長による評価の客観性を高めると、確保するというので、このような全体での手続、委員がおっしゃったような集団でやると

ということについては、きちんと確保しておりますので、今後もそれは続けてまいります。よろしく申し上げます。

- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。もう一点ありました。申し訳ありません。市第106号議案、公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の許可、これについても伺います。よろしく申し上げます。これについてなのですが、それぞれ医師の診断書だったり証明書だったり、料金というのですか、それが上がっていくということで、その中身を見させていただきますと、書いてある言葉が、医師の診断を必要とする証明書がどうですよなどのところに、診断書というところに、これまでは、各種年金または身体障害者に関する診断書、その他の記載事項がアに掲げる診断書に類するものと書かれていて、その診断書の値段が、5500円が6600円に上がったり、2750円が4400円に上がったりする値上がりの議案になっているのですが、診断書の交付手数料というところの表記の仕方が、これまではそういうふうを書いてあったのに、今回は、年金に関する診断書、その他記載事項がこれに類するものとまとめて書かれていて、例えば身体障害の方々を求める診断書はどこになるのだろうかということが今回の改定の方では見えなくなっているのですが、これについてはどのように考えたらよいのか、伺います。
- **今市大学調整部長** ありがとうございます。今の御質問に関してなのですが、今回の改正につきましては、市立大学の附属2病院のほかには市立病院のほうでも同様の改正をしております、それに合わせた文言の修正を行っております。実際に病院の現場ではないのですが、病院で患者様に御説明するときは、ちゃんと分かりやすい分類した形での料金表を御提示する予定で運用を考えておりますので、そういった患者様への御案内という点では、御心配いただくなくても大丈夫なのかなと認識しております。
- **みわ智恵美委員** 今述べられたように、横浜市の病院、それからほかの関わるリハビリテーションセンターですか、そういうところなどの料金もみんな上がるというのが医療局のほうでは審議をされて、そこは、これまでの表記も物すごい簡素な感じで大丈夫なのと思ったのですが、今、御説明あったように、受付のところでは丁寧に対応していただくということで分かりましたので、ありがとうございました。よろしいです。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **行田朝仁委員** 1点、人事体制の件で伺っておきたいのですが、局再編をして、また機動的にという大きな目標に向かってということで、ここはもう十分理解しているのですが、今、ちらっと市民局の話も出たのですが、各局に企画課長さんっていますよね。市民局にはずっといなくて、以前からこの議論はしていたのですが、今回も、先ほど国際局の話もあって、国際の一部が、特に定着支援のところなんかは市民局に行くという話でいくと、まさに企画課長さんの仕事というのが局横断で、言い方が適切じゃないかもしれないけれども、何でもやんなきゃいけないというか、横串を刺してくれるというそういう認識がすごくあって、いろいろ調整役でやっていただくのです。市民局の今後の来年度の体制は分かりませんが、企画課長を置くと置かないとかって今回も議論はあったのかどうか、まず聞いておきたいのですが。
- **久保田人事部長** 御質問ありがとうございます。今回、市民局に関して企画課長を置くかどうかといった議論は、内部的には、それほどしていないという状況でございます。
- **行田朝仁委員** 必ずこうしろというか、今でも仕事は回っているのでいいのですが、局横断で、さらに言うと、例えば今言った定着支援なんかの話というのが、具体的な結果を出していかなくちゃいけないと。中期計画の具体的なあつた今回の表現からいうと、具体的な結果を出していくには、ほかの局との調整力と

というのがさらに必要になってくるんじゃないかなと思っていて、今後、どうするかというのは、また皆さんで検討いただかなきゃいけないと思うのですが、その辺、御意見というか、お聞きしておければと思うのですけれども。

- **久保田人事部長** 今おっしゃったとおり、今後、市民局については、各局だけではなくて区役所とのつながりをさらに強化しなければいけない業務が増えるとは認識をしております。また、その部分については、これまでもそれぞれの所管の部、課において対応しているところではございますけれども、担当しております課題が広範にわたる、非常に様々な分野にわたるというところがございますので、企画課という形で置くのか、また別な形かは、今後、具体的な検討にはなりますけれども、今おっしゃったような横串を刺していくということをどう対応していくのかということをしっかり検討していきたいと思えます。
- **行田朝仁委員** 要望しておきたいと思うのですけれども、今回の中期計画を、具体的にいい形で結果を残していこうとしたときには、恐らくそういうものも必要になってくる可能性が高いのかなと思っていて、状況を見ながら必要に応じて手はしっかり打っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。
以上です。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **仁田昌寿副委員長** 委員会の審査において、我が党の竹内議員からも、災害対策に関連して在宅避難ということについて質疑がございました。また、他の委員からもその重要性、そして必要性、これらについても質疑があって、大事な概念であり、実際にそれが行われることが重要であることについては、随分明らかになったのだらうと思えますが、これまでの現場の少なくとも私が、拙い経験ではございますが、皆さん方、市民の皆さん、そして地域の防災拠点訓練等々の中で触れると、その概念に対する理解と実際の行動というものになかなか結びついていないなということが常々思っております。この点について、乖離があるとまでは言わないかもしれないけれども、まだまだ御理解をいただけていない状況も垣間見ているのですが、いかがでしょうか。
- **稲村危機管理室長** 御質問ありがとうございます。今、仁田副委員長がおっしゃられた実情は、私たちも感じているところでございます。啓発等は、イベント等を、また訓練等を通じて頑張っているのですけれども、なかなか結果といいますか意識につながっていないというところでは、まだまだ私たちの力不足というところがあるのだらうという認識でございます。
- **仁田昌寿副委員長** なので、ここで、一旦、過去、どういう経過で在宅避難ということの重要性のところまでたどり着いているのかということ振り返ってみたのです。そうすると、まず、もう31年前ですけれども、阪神・淡路大震災が1995年にあつて、ちょうど私もそのときに議員になりましたから、4月に非常に先駆的な取組として学校を地域防災拠点にする、避難所にする、こういうところが大変際立って強調され、また、現場でも、今でも拠点訓練が充実をしているという実感があるぐらい、皆さんが、災害があつたら避難所、防災拠点と、こういう認識が根強くあるなということは確かにあるので、これはこれでとても大事なことです。それでも1か所単位に1000人ぐらいというところを想定して様々な運営がされるということが、果たしてそれで、現場であふれちゃつたらどうするのだ。また、各これまでの大きな災害のときに、メディアなどで登場してくる拠点の一部混乱の様子などが大変心配な種ということがあるので、とても市民の皆さんの意識の中に拠点というものが根づいているなという気がします。

一方で、東日本大震災、まさに昨日で発生してから15年という節目を迎えておりますが、その東日本大震災を契機として、在宅の避難者という概念が新たに構築をされて、2013年には、内閣府における避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針ということで、在宅避難者への支援の方向を明記され、そしてまた、2019年の防災基本計画でも明確に整理をされる。

一番明らかになっているのが、2年前の2024年、能登半島を前提として、在宅・車中泊避難者等の支援の手引で最新の定義が明確になって、災害時に自宅で身の安全が確保され、引き続き生活できる場合には自宅で避難生活を送ること、これは、従来の避難するということはどこかに移動して避難するという概念から、つまり避難所に行くという概念から、場所は問わないという考え方に大きく転換をしたということだと思います。

在宅避難ということを進めていく極めて最終的な明確な公式的な定義というものが、2年前ということもあってまだまだ浸透していない概念なのかなと思います。避難所中心の支援から、つまり場所から人へという大きな転換にもなったと。こういうとても大きな実は革命的な避難に対する考え方のことなのだろうと思うのです。ですから、従前のどこかに行って避難するという概念、これもこれで大事なことです。一方で、人に避難というものの言葉を当てはめていくという大きな転換の割には、こういうことの意味なのということです。市民の皆様本当に伝わっているのだろうかということが、まず、今回の私なりに整理をしたことなのですが、いかがでしょうか。

- **稲村危機管理室長** 阪神・淡路大震災の後、地域防災拠点というもの、こちらは備蓄庫等も含めて、まずは、仕組みですとかそういったものについては、横浜市のほうで公助としてやったわけですが、運営自体は地域の方々にやっていただいているということで、非常に今も精力的にやっていただいているということで、それが地域の方々の安心感ということもあって、避難といえば地域防災拠点ということが根づいているのかなということで、それはそれで評価をされるべきところかなと思っております。

ただ、副委員長がおっしゃられましたとおり、過去の災害を見ますと、指定避難所に避難するというよりは、かなり様々な避難場所、自宅を中心に避難される方が実態として多かったということもあって、その後の災害対策基本法ですとか防災基本計画ですとか、国のほうでは、多様な避難という形を取組を変えてきているというところがございます。

横浜市のほうでも、東日本大震災の自助、共助も含めて在宅避難が増えていったということもありまして、本市の防災計画の中でも在宅被災者という表現ですとか、平成29年に市民の啓発冊子を初めてつくりました防災よこはまという中でも、在宅被災生活者という記載で在宅避難についての掲載もしているところで、啓発はしてきたところですが、能登の状況を受けまして、車中泊でしたり自主避難所だったり、あるいは在宅避難だったということの多様な避難が顕著に顕在化したということもありまして、在宅避難のリーフレット、在宅避難のメリットはこんなことがありますですとか、あるいは在宅避難に向けて、ただ家にいましょうということではなくて、家で被災生活をするためにはこんなものが必要なんですとか、あるいは、マンションの方はこういった点に注意してくださいというものに特化したリーフレットを作ったりというところで、啓発に力は入ってきているという現状はございます。市民の皆様の意識が、何もなければ家で被災生活をしたほうがいいですよということが浸透するように、引き続き啓発に努めてまいりたいと思います。

- **仁田昌寿副委員長** 今後、在宅避難を促進していくということが、一方では大きな取組として必要なことだと思いますが、どのようにこれから進めていこうとされているのか、伺っておきます。

- **稲村危機管理室長** 地震防災戦略では、市民や地域の皆様の発災前の備えというのを強化に掲げております。そのために、まず在宅避難するためには、災害に強いがなければ駄目だということで、家が倒れてしまつては、そこで生活することはできませんので、その支援として木造住宅耐震化の促進、これは建築局の所管でやっていただいています。それから、大地震が発生したときには火災の発生も懸念されますけれども、そういったときに延焼してしまうというようなことがないように、建物の不燃化の促進ということもやっておりますが、こういったものの補助事業がございます。また、危機管理室の所管の事業ですけれども、監視ブレイカーの設置促進ですとか家具転倒防止対策の補助事業ですとかといったものを行っているところです。
- また、先ほども申し上げましたけれども、在宅避難するためには必要な備えがあるということで、個人備蓄の促進ということで各種啓発を行っているところですが、今年度、特に力を入れましたのは、意識啓発したそのときにということでしょうか、確かに在宅で被災生活、避難生活したほうがいいなと感じたそのときにアクションを起こせるように、例えば今年度で言いますと、イオン横浜新吉田店さんと合同で防災イベントをやりまして、そこで啓発をして、店内を回ると防災グッズが置いてあると、必要なものをそこで購入いただけるというようなイベントでしたりとか。

あるいは良品計画、無印良品さんですけれども、こちらと連携して、これは、昨年10月に1か月間、市庁舎の2階のプレゼンテーションルームを借りて良品計画さんの防災グッズを展示して、そこでアンケートに答えていただいて、みなとみらいのコレットマーレにある店舗さんに行ってくださいと、そこで防災に関わるハンカチを頂けて、そのときに、併せてその店舗で売っている防災グッズも購入することができるような、そういう導くというのですか、購入とか備蓄に直接つながるような仕掛けなんかも取り組んでいるところでございます。今後も、まずは建物が強く、しっかりとした備えがあつて生活をできるというようなところが一体的につながるように、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

- **仁田昌寿副委員長** 地域防災拠点では、ここに来られた方を把握するためのカード化したりという取組があらうかと思いますが、在宅避難場所ということではなくて、避難をされている人がどこにどのぐらいいるのだというようなところの把握、今後、これについては、DXの時代ですからどのような取組をお考えか、伺っておきます。
- **稲村危機管理室長** ありがとうございます。これは、能登半島地震でも自主避難所等が開設されて、どこにどなたが避難されたか、この避難所には何人いるのかということが、かなり把握が遅れたというような実態があつたと聞いております。横浜で被災した場合には、これだけの人口がおりますので、紙というのでしょうかアナログでこれを把握していくのは、相当難しいのだろうということで、それは、能登半島地震を受けてこの戦略を、計画をつくっていこうというようなかなり初期の段階から、我々は、DXを使ってこういうものを把握していかなくちゃいけないというような問題認識に立っております。
- ということで、在宅避難者も含めた車中泊ですとか、様々な避難先に避難者が行かれると思うのですが、その方たちの避難者の居場所、あとその方たちのニーズ、あと安否の情報、これを速やかに把握できる仕組みづくりというのを、今、進めているところです。
- **仁田昌寿副委員長** いまだに大きな災害があると、メディアの中に、以前にもどこかで申し上げていたかなと思いますが、給水車の前に大きな長い列ができたり、あつという間にコンビニの棚が空っぽになる現象というものが変わらず起きている。

どれほど備蓄をするかということが大事だと思いますが、例えば東京の世田谷では、各家庭の災害時の備

えを支援するということから、令和6年度から防災カタログギフトというのを全所帯に配布して、そして、その中で我が家に足りないものということで申請してもらおうと、こういう仕組みを導入しています。こういった工夫というのもの、さらに横浜がいざ大きな災害になったときには、一個一個が独立して避難できるような体制をどれほどつくっていくかということが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

- **稲村危機管理室長** 今、副委員長から御紹介いただいた世田谷区の取組は、私たちも承知をしているところです。世田谷区に限らず東京の23区では、かなり同じような取組をしているところが多くて、これは、かなり予算的にも潤沢なところでできているところなのかなという思いもあります。ただ、これは、カタログの中で防災グッズをそれぞれの方に、あるいは世帯に行き渡るといことからすると、一定の取組効果ということではあると認識をしております。

そういう意味では、他都市の取組なんかも参考にしながらということなのですけれども、これを横浜市に置き換えますと、かなり財政的には厳しい状況になるかなというところがありますし、ある東京の区の取組、これは、扱ったカタログ事業者さんからのお話でしたけれども、世帯に5000ポイントということでカタログの中から防災グッズを選べるということだったのですけれども、選んだ8割、9割は、モバイルバッテリーだったというようなこともお聞きしました。

モバイルバッテリーは、備えとしては非常に大事なものですけれども、なぜ8割、9割がモバイルバッテリーだったかという、ふだんからそれを使えるというのでしょうか、持ち歩いて携帯の充電に使えるみたいなどころでの選択だったのではないかというような評価もされているところで、こういったカタログを使つての戦略もしつつも、大事なのは啓発なのかなと。

カタログでもらって、それを押入れの奥にしまっけてしまっけて保存期間とか更新年限も切れたものがそのまま残っけてしまっけて、自分でちゃんと買い替えていただいたりとか、ローリングストックしていただかなければいけないということの意識を植え付けなまそれで配っけてしまうということでも、それはよくないことだと思いますので、我々としては、そういったカタログ配布ということも、他都市のやり方も参考にしながら、しっかりと啓発のほうは進めてまいりたいと考えているところです。

- **仁田昌寿副委員長** 参考までに、世田谷もアンケート調査して、今のお話のことで関連して言うと、カタログだけでは足りないものを自分で購入しようと思いますかということについては、85%の方がはいと答えているという、そういう促進する効果はあるのだろうかということは何えるかなと。一方で、狛江市について言うと、65歳以上の方であったり未就学児、母子手帳を交付された方など特定の層に、レイヤーにこういったことを活用するというのも活用の仕方として工夫されているかと思います。

確かに大きな横浜が一帯にこれをやるということについての財政的な観点から言うと、非常に難しいことであろうかと思いますが、いずれにしても、家庭の中に必要なライフラインが途絶えたときに生きていける、生活していけるものがどう備えていけるのかと、そしてまた、どう活用するのかということについては、ぜひ心を砕いてこれからも取り組んでいただきたいと思いますが、先ほど申し上げた地域防災拠点というものは、とても根強く地域の皆さんには御理解をいただいているので、防災拠点と在宅避難ということを併せ持った在宅避難拠点訓練みたいなものというのものも、そのプログラムがあつていいのではないかと思うのです。これまでの地域防災拠点訓練があつただけけれども、在宅避難訓練という概念というのが、なかなか難しいことではあるんだけど、その確立もあつていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

- **稲村危機管理室長** 拠点訓練に参加しますと、そこの拠点運営委員の方たちは、皆さんが拠点に来てしま

うと拠点はパンクしてしまいますというようなお話をよくされます。なので在宅でということ促されたりとかいうお話は結構あるのですけれども、併せ持った訓練ということは、今までお聞きしたことはありませんでしたので、今後の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

- **仁田昌寿副委員長** この件で最後に1点だけ申し上げたいと思いますが、簡易トイレ、携帯トイレは、非常に備蓄の割合からすると、水や食料の中からすると、半分以下であると言われているトイレパックなどの備品ですけれども、実は、これについても、とても品質的にばらつきであったり、活用方法もばらばらであったりということで、これまで統一的な規格であったり、そしてそのガイドラインというのがなかったのですけれども、国もやっとそのことについて一歩踏み出したのかなと。この2月に経済産業省が事務局を務めて、国が災害時の携帯簡易トイレの適切な普及に向けた検討会というのを始めたという動きがあります。トイレの携帯、そして簡易トイレの今後の進め方は、とてもこの検討会を見るにつけ大事だなと思います。この動きを注視して、今後もその中に沿った形で横浜市も整った対策を進めていかなきゃいけないんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。
- **稲村危機管理室長** ありがとうございます。副委員長がおっしゃるとおり、現在、国で検討が進められているとお聞きしております。本市としてもその動向を注視しながら、現在、横浜市のほうで購入していますトイレパックにつきましては、凝固剤の使用ですとか、あるいは処理袋の使用ですとか、取扱説明書を添付することですとか、かなり細かく仕様を決めておりますので、一定のレベルにあるとは思いますが、国のほうで基準が定まりましたら、そのスタンダードな基準に従って進めてまいりたいと考えております。
- **仁田昌寿副委員長** 様々、まだまだ検討すべきことがあろうかと思いますが、しっかり在宅避難について進めていただきますようお願い申し上げたいと思います。
以上です。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **黒川勝委員** 96号議案なのですけれども、横浜市旅費条例の全部改正ということで、これは議案書を見ると、前の条例に関しては、別表みたいな形で1泊幾らとかそういう細かい規定があるのですけれども、新しい条例には、そういう別表みたいなのは見当たらないのですけれども、その辺りはどういう考え方をしたらいいのか、教えていただけますか。
- **久保田人事部長** 今、御質問いただきましたものにつきましては、今回の旅費条例の改正につきましては、国の旅費法の改正に合わせたものでございまして、その規定、またつくりなどについては、基本的には、国に準じた形になってございます。今回、国の旅費法が大改正をされまして、その中で規定の簡素化も行われまして、旅費の種類ですとか、それぞれの旅費に関する内容につきましては、政令に委任をされるという形になりました。その結果、ある意味で機動的に国のほうでも対応ができるようになりましたので、私どもとしましては、今回の旅費条例のつくりの中では、その政令を活用していくという形で対応できるようにしてございます。
- **黒川勝委員** そうすると、具体的に例えば宿泊費みたいなものに対する目安みたいなものは、もうなくなったということよろしいのですか。
- **久保田人事部長** 政令を参考にしまして、今後、規則で定めさせていただきたいと考えております。
- **黒川勝委員** 我々も視察とかに行きますけれども、そういう規則が出来上がってくるというのはいつ頃になるのか、教えていただけますか。

- 久保田人事部長　この改正に合わせてという形になります。
- 黒川勝委員　そうすると、我々には、今回は示されていないということによろしいですか。
- 久保田人事部長　大変申し訳ありません。現時点では、まだ案ではございますけれども、速やかにそちらもお示しをさせていただきたいと考えております。
- 黒川勝委員　金額も分からないでこれを決めちゃっていいのかなというのは、複雑な思いなのですが、大体、目安的に例えばどういう形になるのかというのだけでも少し教えていただけますか。
- 久保田人事部長　まず、つくりといたしましては、国のほうでは、3つにそれぞれ対象の職員というものを分けてございます。内閣総理大臣等という者、それから指定職の職員等、そして最後、職務の級が10級以下の者と、基本的には局長等でございますけれども、本市で言えば、そこが内閣総理大臣等に当たる者は、本市では使わないということで、指定職の職員ということで、そこには市長、副市長、また議員の皆様などが当たるという形で定めます。

そして、具体的に例えば宿泊費につきましてどういう基準額になるかということにつきましては、国内であれば県ごとに東京都は幾らですというような基準額が定められます。また、外国であれば、例えばアメリカのニューヨークであれば幾らという基準が示されますので、今後、それは、国のほうで政令は示されてございますので、それにのっとり私どもは規則という形で記載をしていきたいと考えてございます。例えば、今、申し上げましたニューヨークということでございますと、アメリカで、国の指定職では6万3000円という形になってございますし、例えば国内でございますと、東京都で言えば2万7000円という形で定められているという状況でございます。

- 黒川勝委員　ありがとうございます。我々議員は、99号議案にあります非常勤特別職職員になるのかなと思ひますし、この非常勤特別職職員は、条例を見ると市長とかと一緒にというような、そういうことになるのかなとも思うのですが、現状を見ると、今までの例えば1万6500円とかというような宿泊費というのは、今、言われたとおり、地域によっても大分現状と乖離している部分があると思うのです。

実際に我々が視察の計画なんかを立てたときに、例えば京都だったり大阪だったりそういう大きい都市に行くと、1万6500円じゃなかなか泊まれる場所さえも見つからないとか、あと、時期によっては、最近、季節によって値段が変わってきますので、そういう宿泊費がなかなか現実的じゃないなというような思いはずっとしておりましたので、そういう形で、また、今、県ごとに決められるということだとは思いますが、県ごとにというのももちろんやっていただきたいと思いますし、また、そういう意味では、季節ごとにみたいなことも含めて柔軟な対応ができるようにしていただきたいと思います。

我々が視察に行つて、きちんとそれぞれの都市の実情というようなものを見てきたりとか、お話を聞いてきたりとかというようなことは、本市の今後の政策においても、我々がいろいろと考える中で非常に重要な部分だと思いますので、特に宿泊に関しましては、しっかり現実に即した形をつくっていただいて、出来上がりましたものができたら、また速やかに我々にも見せていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

- 川口広委員長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長　特に御発言もないようですので、審査委嘱されました予算議案及び予算関係議案の審査を終了いたします。

◇

◎ 陳情第73号の審査、採決

- 川口広委員長 次に、陳情審査に入ります。
初めに、陳情第73号を議題に供します。

陳情第73号 緊急車両・公用車に搭載されたテレビ機能付きカーナビをNHK受信契約の対象外とすることを求める意見書の提出方について

- 川口広委員長 陳情の要旨等については、書記に朗読させます。
- 原議事課書記 陳情第73号、件名は、緊急車両・公用車に搭載されたテレビ機能付きカーナビをNHK受信契約の対象外とすることを求める意見書の提出方について、受理は令和7年12月22日、陳情者は保土ヶ谷区の塙さん、陳情の要旨ですが、緊急車両・公用車に搭載されたテレビ機能付きカーナビについて、テレビ放送視聴の実態がない場合には、NHK受信契約の契約義務対象外とすることを求める意見書を国に提出されたいというものでございます。
- 川口広委員長 それでは、各党派等の御意見を伺います。
- 福地茂委員 現在の制度で、NHKを視聴するか否かにかかわらず受信設備が設置されている場合には、受信料を支払う必要があります。当局においては、現在、業務上、必要となる受信設備の精査を行い、不要と判断される場合には、公用車からアンテナを外すことや受信設備を撤去するなどの対応を行っています。加えて、車両を更新する際は、不要な受信設備を設けないなど、不要な支出が発生しないよう取組を進めていると考えるため、本陳情については、趣旨に沿い難いと考えています。
- 行田朝仁委員 私どもも、これは、既に当局のほうで動いているという状況でもありますので、趣旨に沿い難いということにしたいと思います。
- 田中ゆき委員 立憲民主党・無所属の会です。おっしゃるように、先ほど福地委員からもありましたけれども、今、NHKでは、放送法に基づいてテレビ機能付きカーナビについては受信の義務が生じていて、本市所有の消防救急公用車において受信料の支払いが発生しています。陳情者の方のおっしゃるように、あくまでカーナビ機能を使った業務遂行が目的の車両もあって、また、限られた財源の中で、受信料の支出は市民サービスに影響を及ぼすことも考え得るということは、もったもであります。
先ほど福地委員からも御意見がありましたように、総務局コンプライアンス推進課では、昨年12月26日の記者発表において、先ほどあった車両に受信設備が必要かどうか精査するということ、アンテナを外す、また、今後の更新の際に、受信設備が含まれることのないよう仕様書にその旨を明記するという方向性を示しておりますので、それら取組により陳情者の方の御懸念は、本市においては解消されると思えます。ですので、現時点におきましては、国の動向も見ますけれども、本市においては、陳情者の御趣旨に応じた対応を本市が主体的に講じることができているため、現時点では、趣旨に沿い難いといたします。
以上です。
- 坂井太委員 日本維新の会としては、趣旨に沿い難しでお願いをいたします。
- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。
- みわ智恵美委員 日本共産党としては、横浜市は契約台数が2673件と伺いました。令和7年度は2200万、

これに受信料を支払われたということも伺っております。また、局の様々な状況とかを見ましたら、実態としては、利用される場面も多々あるとも伺いました。ただ、こちらに、陳情に述べられていますお気持ちは重々理解できるわけですが、当局として今後の対応を細かに取り組まれるという点と、そして、今述べたように実態としては利用されている場面もあるということで、今回、この陳情については、趣旨に沿い難いということをお願いします。

- **大野トモイ委員** 大変恥ずかしながら私はこの課題に気づいておりませんで、大変貴重な問題提起をいただいた陳情者の方に、心から感謝を申し上げたいと思います。さきの委員の皆さんからもありましたように、今、精査が行われているということで、御懸念の点については、解消されていくのかなと受け止めて、本請願につきまして、趣旨に沿い難いとさせていただきます。

- **川口広委員長** ほかによろしいですね。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、本件について採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** それでは、採決いたします。
採決の方法は挙手といたします。

本件については、趣旨に沿うことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **川口広委員長** 挙手なし。
よって、陳情第73号は趣旨に沿い難いと決定いたします。

◇
◎ 陳情第85号の審査、採決

- **川口広委員長** 次に、陳情第85号を議題に供します。

陳情第85号 特別職を対象とした「横浜市特別職コンプライアンス条例」(仮称)の制定を求める決議について

- **川口広委員長** 陳情の要旨等については、書記に朗読させます。
- **原議事課書記** 陳情第85号、件名は、特別職を対象とした横浜市特別職コンプライアンス条例仮称の制定を求める決議について、受理は令和8年2月5日、陳情者は、旭区のヨコハマ市民目線の行政を考える会、木村さんほか10人、陳情の要旨ですが、次の事項について、横浜市会として決議されたい。

1、横浜市長、副市長、市議会議員等の特別職を対象とする横浜市特別職コンプライアンス条例仮称を速やかに制定すること。

2、内容としては、特別コンプライアンス室の設置の検討、その際は独立性や専門性を持つコンプライアンス特別顧問の選任、また、特別職によるパワーハラスメントなど特定コンプライアンス事象の通報窓口を設置したり、特定コンプライアンス事象の調査と、それに対する是正勧告や公表などの実効的な手続及び報復防止措置の明確化を提案したい。これらの事項を十分に考慮して吟味していただきたい。3、条例制定に向けた議論を市民に公開し、広く意見を聴取することというものでございます。

- **川口広委員長** それでは、各会派等の御意見を伺います。
- **横山正人委員** この陳情は、この間、問題となっております市長によるパワーハラスメント疑惑に端を發してこういう陳情に至ったのではないかなと思います。私は、今回も第三者による調査なのか、第三者委員会なのか、いろいろと議論がある中で、条例上の根拠を持たせていないことによって混乱が起きているということを認識しておりますので、市長、副市長、市会議員などの特別職を含めたコンプライアンス条例というのは、私は、いずれかのタイミングでつくるべきだと思っておりますけれども、これから第三者による調査が始まり、一定の期間を経て答申が出てくるのだと思いますが、それでも不十分な場合は、当然、市会として独自の調査が入るわけでありまして、一連の調査結果をもって条例に反映させていくということが私は合理的な判断ではないかなと思いますので、今の時点でこの陳情の取扱いについて判断するには至っておりませんので、引き続き調査の内容も含めてこの陳情の取扱いについては、継続としていただきたいと思います。

調査の結果が出た後、この一連の問題が出た後、条例制定ということになるわけですが、本件については、市長に端を發したパワーハラスメント疑惑が原因となってこういうことが起きているわけでありまして、私は、当然、議会側が議員立法でつくるべきじゃないかなと感じております。

以上です。

- **川口広委員長** ただいま横山委員より継続審査との発言がございましたが、継続審査することについて、ほかの委員から御意見等がございますでしょうか。
- **大野トモイ委員** 私は、2月20日の予算関連質疑で、特別職ハラスメント条例が本市にないということは非常に問題であるので、第三者調査の結果を待たずに、早急に条例を制定すべきとの立場からコンプライアンス統括責任者である副市長に質問いたしました。副市長からは、調査結果を待たずに条例を制定することは、技術的には可能との答弁、そして、条例を制定している他都市の事例などを含め本市として取り得る対策について、現在、研究を進めている。今後、実施する第三者による調査結果を踏まえて、原因や課題をしっかりと分析した上で、速やかに必要な対策を取れるよう検討していくとの答弁がありました。

続いて、市長に、第三者調査の結果を待たずに条例を制定することが技術的には可能なのにそうしないのは、政治判断に基づくものと受け止める。政治判断による不作為で職員を不安の中にとどめ続けることはしたくないので、第三者調査の結果を待つことなく条例制定に向けての準備をリードしていただきたいと思いますところ、市長からは、並行して進めていくとの答弁がありました。すなわち議会が決議を出さずとも、早晚、当局から当該の条例が議会に上程されるというのが本市の現状かなと認識しております。

一方、20日に申し上げましたように、議会の市長に対するチェック機能という観点、そして、特別職たる議員が自らを律するという観点からも、当該の条例は、本来、議会が発であるべきと考えておりまして、議会としての意思の表明、あるいは、議会からの後押しも必要であると感じるところです。今、最大会派の自由民主党の横山委員から、それに対して非常に必要であるというお話があり、また、本来、議会が発であるべきという御発言もありました。私は、議案を提出できない無所属の一人会派でございます。その御発言を重く受け止めておりまして、継続審査していただければ、そのことに賛成をしたいと考えております。

- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。この陳情を出していただかなければならなかったということが一つは残念だったなど、私たちが市長や副市長、市会議員の特別職がコンプライアンス規制とか内部通報

制度などの対象外であったということで、私たちが今回の問題が起きたところから、つくっていかなくやいけないということを強く思っていたところでした。そこでこの陳情が2月5日に出されたということで、市民の側からも大きな後押しがあるんだということを改めて思ったところです。

組織風土としても、きちんと風通しのいい横浜市役所にしていくためにも、市長や副市長、市議会議員の特別職への適用が行われるようなコンプライアンス規制がされることが望まれると思います。でも、いろいろな角度からきちんとした条例ができればと思いますので、今、横山議員のほうから継続にして、みんなでしっかりとこれを形づくっていけるものという御意見もあつたりいたしましたので、私たちが継続で賛同できると思っております。

- **行田朝仁委員** とても大事な条例案というか検討だと思っておりますので、いいものにしていかなくやいけないと思っておりますが、他都市でも結構取り上げてやっつけるところがあるのですけれども、今、当局に質問したいのですが、他都市の今の調査の状況、されている話を耳にしたものですか、もし答えられるようでしたらお聞きしたいのですが。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 政令指定都市について照会したところ、大阪市と名古屋市において、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例というものが制定されております。いずれも行政側のことに対して首長以下を対象とした条例でございますが、条例に基づかないものは、ほかの政令市でもございませけれども、政令指定都市で条例として制定されているのは、こちらの2市でございます。
- **行田朝仁委員** ほかにいろいろな議論もありますし、調べさせていただいているのですが、よく研究していただいてよりよいものにしていきたく思いますし、どういう形になるかというのも、またこれから議論だと思いますので、いずれにしても、先ほど横山委員からお話がありました継続でお願いしたいと思っております。
- **田中ゆき委員** 立憲民主党・無所属の会です。横山委員のおっしゃったように、継続審査というところに関しては、賛同いたします。今回、これは、市長の出来事に端を発したものでございませけれども、ただいま行田委員からお話がありましたように、他都市の事例等も、これから勉強していく必要もあると思っておりますし、昨年9月の一般質問にて、私は、当時の大久保副市長に、議員からのパワーハラはなかったのかということについて質問させていただいて、そういうものに関わるものは一切なかったということですが、それにせんだって本市では、パワーハラスメントの基本方針とかを策定するに当たって、市職員に聞き取り調査、アンケート調査や意見交換会を行ったという経緯も存じております。

ただ、その際に、副市長や教育長、議員に関するパワーハラスメントがあったかどうか、一応質問票とか意見交換会の資料を見させていただきましたけれども、課長が主体となって、ファシリテーターのようになって、係長以下の職員からしか実のところよくヒアリングもできていないんじゃないかなということも感じています。今後、よりよい条例制定に向けても、もう一度、行政職員の中でも副市長や教育長、それこそ市長も含めてですが、しっかりと調査を行って、しかも私たち議員としても、議員によるハラスメント条例をつくっている都市とかもありますので、勉強して、拙速ではなく丁寧に進めていきたいと思っております。

以上です。

- **川口広委員長** ほかによろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件について、継続審査とすることについて採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 それでは、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、閉会中継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 川口広委員長 挙手総数。

よって、陳情第85号については閉会中継続審査と決定いたしました。



◎ 第三者による調査について

- 川口広委員長 次に、報告事項に入ります。

第三者による調査についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 吉川総務局長 それでは、第三者による調査について御報告いたします。

お手元に配付させていただきました資料を御覧ください。

本市幹部職員による告発に係る第三者による調査について、現在の状況等について報告をさせていただきます。

初めに、1、これまでの経過ですが、本年1月15日に総務局人事部長が記者会見を行い、右の点線囲みにございます5項目について告発を行いました。1月28日に、市会において全会一致で真相究明を求める決議がなされました。これらの経緯を受けまして、翌29日に市コンプライアンス委員会を開催し、第三者による調査の実施を決定しました。2月4日に神奈川県弁護士会に対して調査委員の推薦を依頼しました。2月25日に神奈川県弁護士会から回答書を受領しました。

次に、2の神奈川県弁護士会への依頼等を御覧ください。

(1) 県弁護士会への依頼内容、つまり今回の調査の概要となりますが、推薦人数は3名とし、本市や事案に係る個人と利害関係のないことを条件としています。また、委員には、事務局機能も併せて依頼しますので、委員からの申出を受けて調査補助員を置くことも想定しています。

調査内容は、日本弁護士連合会の地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針に基づき、次の2項目の実施としています。①は、1月15日に、人事部長が記者会見の際に配布した文書に記載されている事実関係、右上の点線囲みの5項目になりますが、これらの調査、認定、評価です。②は、前項に関連する事項において、その他必要と認める事項としています。また、米印のとおり、1月28日に、マスコミなどに対して人事部長が把握している事実関係をまとめた資料が追加配布されましたので、そのことを明記しました。

調査期間は、3か月を目安で依頼いたしました。調査の範囲や手法は調査委員が判断されるので、調査状況に応じて前後する場合には、協議してまいります。

経費ですが、委員活動費はタイムチャージ制とし、時間当たり税別2万円と考えています。また、調査に伴う旅費交通費、音声反訳費、通信費などの事務的経費については、実費相当額をお支払いします。米印のとおり、調査期間中における1か月当たりの平均報酬額は、600万円を目安とします。

(2) 県弁護士会との協議ですが、2月25日に受領した県弁護士会からの回答書において、報酬等の条件について協議が必要との申出があったため、2月25日、27日に協議を行いました。その結果、市会や記者会見などの場で調査委員が説明する場合には、タイムチャージによらず1回当たり5万円を支払うことで了承が得られたところです。

最後に、3、今後の予定ですが、推薦された弁護士3名との最終確認がおおむね整いましたので、近日中に正式に調査を依頼したいと考えております。

報告は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- **川口広委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **大野トモイ委員** この調査の在り方のことで御報告をいただきましてありがとうございます。まずこれは、基づくものがない中で行われている調査であるという指摘は、この間、議会で様々な方がなさっていて、ゆえにお聞きをしたいのですが、この3名、当初は3か月と明言されていたと思いますが、そしてまた2万2000円、税込だと。というところの根拠をどのように設定されたのか、これは今後の恐らく前例になっていくと思いますので、お伺いをします。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 2万円の根拠でございますけれども、今回、調査をお願いする弁護士の先生方につきましては、この業務だけに専念していただくというのは、なかなか難しい状況とも聞いておりまして、600万円という数字から逆に2万2000円で割り返しますと、1か月当たりのお1人の平均従事時間が大体90時間ということでございまして、それでも平日20日当たりで考えると、大体半日程度というようなこととなりますので、実際、調査に従事していただける時間というのを考えますと、大体そのぐらいになるのかなというように考えております。

また、期間につきましては、これまで本市がお願いして実施したことのあります第三者調査などでも、おおむねこのぐらいの期間でできていたものですから、一定の目安として、私どものほうで県弁護士会のほうに御提示させていただいたものですので、実際、調査委員になられる方が方針とかを定められましたら、明確な期間というのをお示しいただけるものと考えております。
- **大野トモイ委員** ありがとうございます。つまり600万という予算の枠の中から逆算をして設定をしたという感じかなと思ったのですが、これが高いのか低いのかという話で、その労働、特にそういう知的なもの、これは、恐らく報告をされた後には名前が出されて、この人による精査ですということが明らかになる、極めて公共的な責任性の強い業務、その契約でこの単価というのは、どうなのかなということをどうしても考えてしまうのです。もちろんこれは、大変大きな予算であるのだけれども、一方で、それが労働に対する対価として妥当なのかということは、考えてしまうのです。

それで、自分は弁護士資格もないですし、いろいろと聞いている中で、例えば私の友人なんかでも、自分のタイムチャージは4万7000円だと言っていて、その彼は、とても私と話をしても、物事も知っているし、頭の回転も速いし、私が論理的じゃないことを言うと、それはどうだよと指摘をする頭のいい人だなと思うその人で、4万7000円かと思ったときに、市のすごく重要な調査でこの単価というのは、果たしてどうなのかなということを思うのです。

それで、(2)のところを見ていると、報酬等の条件について協議が必要ということで、25日と27日、2日にわたって協議をされて、それで決まったことが、タイムチャージによらず1回当たり5万円ということですが、その等という部分、ほかにどういうお申出があって、その結果、こういうことになったのか

なというところも、可能な範囲で教えていただけますでしょうか。

- **湊コンプライアンス推進担当部長** ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、弁護士報酬については、時間当たり2万2000円というのが、特に民間企業などの調査などと比較すると、どうしても低い額に抑えているんじゃないかというようなこともありまして、県弁護士会のほうから申出をいただいて協議をさせていただいたところでは。

それについて、私どもも御意見は非常に尊重して受け止めて、従前から調査しておいたのですけれども、本市でもともと法律相談などをお願いするときの時間当たりの単価が同じ金額であったということと、あと、他の自治体などにおける第三者調査であったりですか、あと、東京都などでは、入札で弁護士に調査を依頼したりしているものなどの実績なども確認できましたので、そういったものなども確認させていただいて、公費であるようなところから、今回、このような額で改めてお願いさせていただいたのですが。

ただ、市会ですとか記者会見などを仮に行って、調査員の方が自ら説明されるような場合には、それは、非常に心理的な負担なども重いということもありますので、時間によらず1回当たりの金額を、ここに書いたとおり5万円というような形で改めて御提示させていただいて、今回、これをお願いさせていただいた次第ではございます。

- **大野トモイ委員** ありがとうございます。ということは、報酬等ってこの説明資料にあるので、報酬以外のところについては、特段の協議はなされていなくて、本市からの依頼については、快諾をいただいているという方向性なのでしょうか。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 現在、その辺りについて最終調整中でございますので、おおむね報酬の部分以外は、調整はできましたけれども、あとは、具体的に調査を行う場合の場所ですとか、あとは、AIによる反訳みたいなものも使うことで効率的に業務が進められることへの可否ですとか、そういったところでございます。
- **大野トモイ委員** ありがとうございます。限られた予算の中での調査ではありますけれども、私は、このことに限らずいろいろな市からお願いするお仕事についての、それが対価として妥当であるかというところは、いつも気になるのですけれども、しっかり調査をしていただけるような体制を整えていただきたいと思います。あと報告です。今回は、この常任委員会で報告をいただきましたけれども、例えば最終調整がいよいよ本当に整って調査を依頼しましたというタイミングとか、調査が開始されましたみたいなきときとか、どういう感じで議会に対して報告をいただくようなことを現時点でお考えか、教えてください。
- **吉川総務局長** 正式に最終調整が整って弁護士の方に調査を依頼という形で、あちらからも承諾しますという正式に文書が頂ければ、そのタイミングをもって調査を開始ということになるかと思っておりますので、調査を開始という時点になった際には、もちろん議会の皆様方、また市民の皆様にもお知らせができるようにということも含めて、記者発表ですとか市のホームページへの掲載だとかということについては、またタイミングということの中で、まずは議会の皆様にきちんとお伝えする、それから市民の皆様にも広くお伝えしていくような手段を取っていきたいと思います。
- **大野トモイ委員** 別に議員が偉いとかそういうことを言うつもりはなくて、選挙で選ばれている期間は、少なくとも市民の代表としての職務を負っていますので、記者発表で知ることが多いという感覚がすごくあって、この間、議会でも、記者発表であることを言った、それは事実かという質問が結構ありまして、加害の詳細について答えさせることは被害の詳細を語らせることだから、それは二次加害になるというよう

な観点も含めて、少なくとも私は、そういうことをしないようにしているのですが、しかしながら、そういうことをする方がいらっしゃるその根底には、議会に対する説明がないという思いがあるのではないかと考えているのです。なので、これから始まる調査においては、そのことを念頭に置いて、折々に、頻回に御説明をいただきたいと思えます。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **横山正人委員** 御説明ありがとうございました。幾つか伺いたいと思えますが、まず、補助員の経費はどこで見えらっしゃるのですか。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 調査期間中における1か月当たりの平均報酬額600万円の枠の中での補助員の経費も見込んでいるものでございます。
- **横山正人委員** ということは、委員の活動というのはこの3人の弁護士に対する報酬で、事務的経費を含めた1か月当たりが600万円を目安とすると、こういうことでよろしいのですか。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** そのとおりでございます。
- **横山正人委員** この目安というのは目安であって、どれぐらいの幅を考えているのですか。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 今年度につきましては、3月31日までということでございますので、基本的には、この枠の中で収まるとは考えておりますが、令和8年度につきましては、基本的には3か月目安ということで、合計としては1800万円程度で考えておりますけれども、先ほども申し上げさせていただきましたが、先生方などから調査の期間ですとかそういった見通しをもう少し明確にお示しいただいたときには、そういったところも考える必要があるとは思っております。
- **横山正人委員** 3か月が目安ということなのだけれども、契約の中に3か月というのは入れてあるのですか。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 今年度につきましては、3月31日までで依頼する予定でございますので、令和8年度につきましては、3月下旬にもう一度、タイミングとしては連続してしまいますけれども、改めて発出させていただくつもりではございます。
- **横山正人委員** 調査期間については明記するのですか。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 一応その方向で考えてはおります。
- **横山正人委員** ということは、具体的に教えてもらいたいものだけれども、3か月を期限とするという理解でいいのですか。
- **吉川総務局長** 3か月を期限とするということではございません。今回の資料の中でも、2番の(1)の調査期間のところがございますけれども、依頼の日から3か月はあくまでも目安ということで、他都市の調査の状況だとかということも踏まえながら、私どものほうとして目安を弁護士会並びに今回お引き受けいただく調査を実施される弁護士の方に、お示しをさせていただいたという状況でございますので、この後、実際に調査に携わる弁護士3名の方が、今後、調査計画だとかということも立てていく中で、実際にその調査の状況によりということで、ここに記載がございますけれども、調査状況に前後する場合は別途協議ということで、3か月を上回るということも調査委員の判断によっては、当然、出てくることもあろうかとは思っています。
- **横山正人委員** 問題は、期間ではなくて正しい調査が行われるということが大切だから、私は、期間にこだわるものではないとは思いますが、契約上は、3か月を目安という項目が入るという理解でいいのですね。

- **吉川総務局長** すみません。弁護士の方との契約ということで、一旦は期限を、契約書を交わすという意味で示すということは必要だということですので、明記はされるということになりますが、その結果、調査をしている中で、その状況によって3か月で終わらないということになれば、8年度に入ってから、また改めて調査期間を延長する、ないしは、3か月が切れたところからまた新たな契約を結んで調査を、継続を依頼するという形になろうかと思えます。
- **横山正人委員** もう少しはつきり答えてもらいたいだけでも、3か月を目安とする項目は入れるけれども、3か月で終了しない場合には、新たに契約を結び直すという項目も入れるということの理解でいいのですか。
- **吉川総務局長** そのような形で契約を交わしたいと思います。
- **横山正人委員** これは、先ほども質問で出ましたけれども、大詰めで今年度の契約を取り交わさなきゃならないわけでしょう。これは、契約の時期と調査開始ってなぜ明言できないのですか。
- **吉川総務局長** 今、弁護士の方との最終調整というところで実施しておりますので、この調整がつき次第ということで、私どものほうから正式な調査依頼、県弁護士会に対しては、依頼文だとかということもお出しして推薦をいただいているという状況ではございますけれども、最終的にお引き受けをいただく3名の弁護士の方と、今、調整をしていると。その調整が整った段階で、また改めてその3名の方に対して、私どもから調査依頼を正式に文書で申し上げるということでございますので、なおかつ、また相手方からも受託の文書を頂いてというところで契約が成立してスタートするということになりますので、できるだけ速やかにとは思っておりますけれども、私どもとしては、近日中にと書いておりますけれども、来週中には、調査を開始したいと思っております。
- **横山正人委員** そうはつきりおっしゃっていただければいいのです。そうしないと、また別の質問をしなきゃなくなっちゃうので。じゃあ来週中には、契約を結んで調査を開始できる見込みであるという理解でよろしいんですね。
- **吉川総務局長** 当局としては、今、そういう形で調整を進めておりますので、そういう形で実現したいと考えています。
- **横山正人委員** この契約の最終的な決裁権者というのは誰なのですか。
- **吉川総務局長** 伊地知副市長になります。
- **横山正人委員** ごめんなさい。伊地知副市長が決裁権者というのは、契約金額が副市長決裁だからなのか、それとも、本件については市長が対象となっているので副市長になったのか、どちらですか。
- **吉川総務局長** 契約金額だからということではございません。弁護士に対する調査の依頼については、総括コンプライアンス責任者である伊地知副市長の決裁をいただいて、副市長の名前で依頼をするということで、予算の執行というところについては、また別の決裁ということになってまいります。
- **横山正人委員** 本件は、かれこれ3か月ぐらいがたつわけなのですけれども、一般的なことを申し上げると、例えば仮にこれが、上場している民間企業のトップが行った行為であったとしたら、音声データが出てきた時点で辞職なのです。それほど世の中というのは、特にハラスメントに対するコンプライアンスは非常に敏感です。当然、企業イメージを損なうことになるので、民間企業だったらすぐトップの交代です。だけれども、これだけ時間をかけて、なおかつ費用もかけて調べをしなければならないというのは、公の選挙で選ばれた市長だからです。この重みというものは、私は、よく民主主義のコストだと表現するのだけれども、

これは本当に重たいことで、だからこそ慎重に調べていかなきゃならないと私も思います。

しかしながら、昨日の本会議を見ると、市長が市会の議決によって第三者による調査が始まることを理由に、本件の関連質疑については全て答弁拒否です。こういった姿勢は、私は、前提を踏みにじる行為じゃないかなと思っておりまして、なぜ答えられないのかなど、御自身にやましいことがなければ、正々堂々と調査の段階でも市会の段階でも、市民にも市会にもちゃんと説明をするべきじゃないかと思えます。真実を語る者は強いのです。しかし、うそに頼る者は弱いのです。だから答弁拒否というような行為に至ってしまうのではないかなと思えますし、市会の議決によって第三者による調査がこれから始まるのだけれども、市会答弁には、何ら影響が私はないと思えます。

これは、資料要求したいと思うのだけれども、速やかに資料を出してもらいたいのだけれども、これからまだ市会は定例会が続きますし、特に山場である総合審査が控えています。この総合審査で昨日の本会議のようなことが起きてしまえば、何のために審査するのか全く分からない。今後、昨日のような答弁拒否を続けるのか続けないのか、速やかに資料として提出していただきたい。もし同じような行為が繰り返されるといふことであるならば、市会として対抗する手段を取らざるを得なくなるから、ぜひその資料はお願いしたいと思えます。

以上です。

- **川口広委員長** ただいま横山委員から資料要求がありましたけれども、当局の皆様にお尋ねします。この件に関して資料を作成することが可能かどうか、いかがでしょうか。
- **伊地知副市長** これまで市長が市会で答弁をしてきたことについて、市長の思いを代弁するとすれば、1つは、これから第三者による調査の中で、市長は答弁の中でおっしゃっていたように、市長としての認識と、それから幹部職員としての認識の違いについて明らかにしていくという前では、お答えすることがどうなのかということでおっしゃっていたのだと思います。代表質疑、それから関連質疑等、市長が、先日もそうでしたけれども、お答えした状況の中で、総合審査を迎えるときに、今までの態度と申しますか姿勢を変えられるのかどうかということについて、今、明確に私の立場でお答えすることは難しいなと思っています。そこは、上局と相談をしなければいけないかなと思えます。
- **横山正人委員** 別に副市長に聞いているわけじゃないのです。市長に聞いていただいて、それを資料として提出してくださいと申し上げています。ですので、これは、当然出る資料だと私は思っています。憲法38条の黙秘権は、刑事手続において自己に不利益な供述を強要されないという権利なのです。ただ、市長は、刑事手続による被疑者ではなくて、行政の長で議会に対する説明責任があるのです。第三者による調査を理由として全ての答弁を拒否することは、市民と議会への説明責任を果たしているとは、私は言えないと思うのです。ですので、それを踏まえて市長の御意見を伺って資料を提出していただきたいと思えます。委員長、よろしくお取り計らいください。
- **川口広委員長** 今、横山委員から、違う角度から御説明があつて、それで資料要求があつたところですけども、それを踏まえて資料要求が可能かどうかお尋ねしたいと思えますが、いかがでしょうか。
- **吉川総務局長** いただいた御意見を踏まえまして、市長に申し伝えるという形で対応させていただきたいと思えます。どういう形で出てくるかということはおございますけれども、総務局としては、資料要求を受けたという形で受け止めさせていただきます。
- **川口広委員長** 改めまして、ただいま横山委員より資料要求がございましたが、本件につきましては、委

員会として資料要求することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **川川広委員長** 御異議ないものと認め、さよう取り扱わせていただきます。
それでは、資料は、作成でき次第、各委員にお届けするようお願いいたします。
質疑を続行いたします。横山委員、もうそれで。
- **横山正人委員** いいです。
- **田中ゆき委員** 御報告どうもありがとうございました。まず、第三者による調査を御報告いただきましたけれども、この報告で一連の流れがこれから見えてくる中で、総務局の立ち位置みたいなところって、私が勉強不足なところもあるのですけれども、どこからどこまで関わられるのか、教えていただきたいと思いません。
- **吉川総務局長** 以前も、どこの場面だったかは、正確に記憶がないのですけれども、私どもとしては、調査の中身には、当然ですけれども立ち入りませんし、弁護士の方がどういう方針で調査を実施して、事実関係を認定して評価していくのかということについては、全て委員となられる弁護士の方にお任せというか御依頼をさせていただくと。
調査を実施していくに当たっての具体的な事務作業みたいなのところも、誰がヒアリングを受けたのかだと、誰がどういうことを言っているのだとかということを書類としてまとめていく必要だとかということ、当然出てくると思うのですけれども、そういった作業につきましても、調査の事務的な機能、事務局機能についても、併せてこの弁護士の方に御依頼、必要に応じて調査補助員の方を活用していただくということでございますので、今、私どもとしては、調査をスタートさせるに当たってということの中で予算の執行であるとか、市として弁護士会に依頼するに当たってどういう形でまずは御依頼をしていくのかということ、総括コンプライアンス責任者の伊地知副市長の下でコンプライアンスを所管として担当している総務局として、その部分の整理を調査の全体のところの事務的な機能、また予算の執行ということに関しては、当然どこかの部署がやらなければいけないですから、そこについては、総務局のほうで執行させていただくということになって、そういう区分けでやっているということでございます。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。調査の前段のところ、入るところまでの事務手続と予算執行というところで理解しました。改めて伺いたいのですが、先ほど大野委員からも質問があったと思うのですけれども、弁護士3名体制について、改めてなぜ3名なのか、お伺いしたいと思います。
- **吉川総務局長** 基本的に複数の弁護士でということに関して言えば、申し訳ございません、地方公共団体における第三者調査委員の調査等指針というのを日本弁護士連合会のほうで定めておまして、その中で、第三者調査については、3名以上の弁護士でということでございますけれども、私どものほうで、そのほか同じような調査を実施された各自治体の状況だとかということも聞く中で、3名でやっていこうということ御依頼させていただいたという次第です。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。先ほど大野委員からの質問のときの御答弁の中でも、今と似たようなことであったと思うのですけれども、先ほど横山委員からもお話がありましたように皆さんもそう感じていらっしゃると思うのですけれども、今回、これは、市長という377万人の市民の暮らしとか命とかを守る重要な職責を担っている、市民に関わる調査ですけれども、日本弁護士連合会の定める3名とした理由というのは、神奈川県弁護士さんから3名となったのか、それとも総務局さんから3名と依頼したのか、どち

らなのでしょうか。

- **吉川総務局長** これは、本市のほうから3名の推薦をお願いしたいということで、横浜市のほうから依頼をしています。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。例えば5名とか、もう少し大きい人数での御検討ってなされなかったのでしょうか。
- **吉川総務局長** 他都市の状況だとかということも把握する中で、3名で調査が可能ではないかということで、我々のほうから県弁護士会にお示しをさせていただいたということでございます。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。私もこういう調査のプロでも法律のプロでもないですので、3名で可能だという御判断であれば、報告事項ですし、その御判断に委ねる必要があるとは思いますが。

あと、もう一点、調査内容のところでお伺いしたいところがあるのですが、①番で事実関係の調査、認定、評価というところで、これも日本弁護士連合会で示されていると思うのですが、改めて調査、認定、評価の具体的な内容について教えていただきたいと思っております。

- **湊コンプライアンス推進担当部長** 地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針という日本弁護士連合会の指針がございまして、こちらに準拠して弁護士の方が調査をしていただくと思うのですが、例えば調査の範囲、方法ということであれば、委員は、調査を開始するに先だって調査計画を作成し、可能な限り調査を終了すべき期限を定めるものとするということがございまして、また、事情聴取などについても、関係書類の閲読、検証等を適宜組み合わせるものとするですとか、事実の認定といったところについては、各種証拠資料を総合勘案したような視点を持って合理的判断過程を経て事実を認定するものとするということがございまして、あと、意見などでも、認定した事実と意見を明確に区分することができるようにするというところで、最後、報告というところでも、調査の結果を得たときは、速やかに報告を作成し、定められた者に対して提出するものとするということが書いてありますので、一応こちらを意識して事実の認定、評価という書き方をさせていただいたものではございます。

- **田中ゆき委員** ありがとうございます。今、いろいろ御説明いただいて、ようやく認定というところに関しては、事実を認定するというところというのは理解できました。その後の評価の部分というのが、まだ理解が足りなくて、何を評価するのでしょうか。
- **川口広委員長** 答弁整理に時間がかかりそうですか。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 大丈夫です。

失礼しました。こちらは、企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインの策定のほうでございますけれども、そちらの中で、調査により判明した事実とその評価を、企業の現在の経営陣に不利となる場合であっても調査報告書に記載するというようなことが評価としては書いてあります。

- **田中ゆき委員** お調べいただきましてありがとうございます。依頼する予定の内容なので、できればその評価の部分もどのようなものなのか、もうちょっと詳細に把握したほうがいいのではないのかなど。今の御答弁だと、要旨に基づいて事実で、事実があったものに対して何を評価するのかが伝わってこなかったのですけれども、例えばですけれども、あまりこれはセンシティブな言葉で使いたくはないですけれども、事実というものがあつたかどうか認定されたその後の評価というのは、世間一般的に言えば、それがハラスメントに当たるのか当たらないのかということの評価するの、そうではなくて、横浜市の人事とかの体制について、どこに問題点があつたのかとか、何を評価するかのゴールが分からない限り、こちら調査を依頼

した後の対応ということが具体的にできないと思うのですが、その点については、もう一回、評価について教えていただきたいと思います。

- **川口広委員長** 湊部長でよろしいですか。
- **湊コンプライアンス推進担当部長** 今おっしゃっていただいた点でいいますと、ハラスメントがあったかどうかというのが評価になります。再発防止とかそういったことは、別の項目として、調査結果を踏まえた提言という形で御提出いただくというのが、大体、他の自治体などの第三者調査などの結果を読んでいますと、そういった形で分類されておりますので、今回も恐らくそういった形で整理していただくものと考えております。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。具体的に評価の内容を、すみません、センシティブな言葉ですが、言っていて理解はできました。その次のところで、前項に関連する事項において、その他必要と認める事項というところで追加配布されていることを明記されてはおりますけれども、その他必要と認める事項というのは、誰が把握して調査を依頼するのでしょうか。
- **吉川総務局長** この部分につきましては、私どもとしては、調査内容ということで①の部分に記載した、1月15日の記者会見の際に配布された文書に記載されている事実関係の調査、認定、評価、ここの部分、それから米印でも書いていますけれども、1月28日にマスコミ等に対してということで資料が追加配布されていることも明記していますということです、この範疇については、まずしっかりと調査を必ずしていただけるものと理解をしています。
ただ、ここで調査をしていくに当たって、この1月15日、1月28日の文書に加えて、さらに調査を引き受けていただく弁護士のほうで、ここに記載されているもの以外にも範囲を広げて調査をしていかないと、今回の件についての全体像みたいなものが解明し難い、まさに委員がおっしゃられたような評価の部分だとかということも含めて判定がし難いということの中で、さらに範囲を広げる必要があるのではないか、関連する事項ということで、その他必要と認めると書かせていただいたのですけれども、この②をどこまでやるかということについては、調査を引き受けていただく弁護士の方の御判断になるということでございます。
- **田中ゆき委員** 分かりました。ありがとうございます。この書き方ですと、ある面で追加資料がありましてなってきた、こちらから提出したいって、だから弁護士マターじゃない話で追加資料を提出したいってなった場合とかに、これは弁護士から依頼があればまた別ですけども、期限というものを設けない限り、もしかしたらそれこそ先ほど言っていた3か月目安どころじゃなくなったりとか、時間もかかるという中で、このところで確認したいと思ったのですけれども、調査を進めていく中で弁護士のほうからということであれば、理解できました。今日、総務局の方々にお答えいただくというのは、すごくシビアな内容もあったと思うのですけれども、先ほど大野委員からもありましたけれども、限られた予算みたいなところだけではなくて、予算関係なくて公平公正に適正な調査が行われるように、今、事務段階のところでの関わりってなってはいると思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。
私からは以上です。
- **川口広委員長** ほかに。
- **黒川勝委員** ありがとうございます。いまだによく分かっていないのが、我々の1月28日に真相究明を求める決議をしたときには、第三者的な組織により本件事業の真相究明に向け調査を実施することという、そういう要望をしているのです。第三者的な組織が、第三者による調査というのがそれに当たるのかどうかと

ということがよく分かっていないのと、それと、再三、昨日の本会議でも、市長からは、第三者委員会という言い方を何度もされているというようなこともあって、そして、この第三者による調査を拝見すると、第三者、3人の弁護士による調査なのだけれども、その調査のやり方というのは、第三者調査委員会の調査等指針に基づいてやっていくというようなことで、第三者による調査なのか、第三者委員会なのか、第三者による組織的な調査なのか、その辺りの整理がうまくついていないのですけれども、その辺りの説明をもう一度お願いできますか。

- **吉川総務局長** 今回の調査に関して言えば、第三者による調査であって、組織としての第三者委員会を設置しての調査ではございません。これは明確に申し上げます。組織としての第三者委員会を設置する場合には、地方自治法の規定によりまして、これは、条例に基づく附属機関という形になりますけれども、条例に基づく必要があるということをごさいますので、今回の調査は、条例に基づく第三者委員会は、設置はしていないということをごさいますので、あくまでも組織体である委員会ではなく、第三者の弁護士による調査ということになります。第三者委員会を設けなかったというところの判断の理由でございませけれども、1月28日の市会決議ということで、組織的などというところはございませけれども、市会の決議の中で、一日も早く疑惑を払拭しということをご指摘いただく中で、私どもとして、伊地知副市長の御判断の中で、速やかに調査に着手することが必要と考えたということをごさいます。

今申し上げましたように、第三者委員会を設置するに当たっては、条例制定の手続が必要であったり、また、その条例に基づいて規則等で細かい要件を定めたりだとかということの中で、委員を選定して委嘱していただくということ、大分、時間が手続の部分でかかってしまうところをごさいますので、市会の決議での一日も早く疑惑を払拭しところをまずはしっかりと受け止めてということで、第三者委員会ではなく第三者による調査ということをごさいます。

ただ、調査の実施の仕方であるとか内容であるとかということについては、日本弁護士連合会のほうで、第三者委員会による調査の指針というものをごさいますので、できる限りこれに準拠した形で実施をしてくださいということ、弁護士会のほうに御依頼をささせていただきます、それも踏まえて引き受けていただく弁護士の方にも、今、御説明をさしあげているという状況でございませ。

- **黒川勝委員** 一日も早く調査を始めるという意味からこういうやり方をしたということは分かったのですが、3人の弁護士さんの方々にお願いをする中で、その3人の弁護士さんは、いわゆる第三者委員会的なやり方を踏襲した中で、その3人の方々が力を合わせて役割分担をしつつ物事を進めていくというようなことになるのか。それとも、この3人の方々は、一人一人にそれぞれ契約をお願いをしているということになるので、無駄に同じ人に同じ調査をかけたか、同じような報告書が出てくるか、あるいは、この3人の方の評価だとか認定だとかというのが、3人の方でずれるというようなことというのは、これも考えられることだと思うのですけれども、その辺りはどういう整理の仕方をしているのか、教えていただけますか。
- **吉川総務局長** 今回、契約ということであれば、3人の方の弁護士と個別に横浜市が契約を交わさせていただくという形になりますので、それぞれの方に御依頼をさしあげることにはなりますけれども、実際に調査を実施していくに当たっての調査計画をどう考えていくかだとかということについては、3人の弁護士の中で御相談もしながら、その後、その3人の中で調整される中で役割分担をしていただいて、それぞれの役割を分担の中で担っていただくということになるかと思ひますけれども、これは、私どものほうか

らその部分をこうしてくださいということではなく、3人の方が御相談をされる中で、役割分担をして調査を実施していくということになります。

また、最終的に報告書をつくっていただくに当たってということの中で、仮に委員の方の中で意見の相違が出てくれば、評価の部分だとか事実認定の部分だとかということ、それはそれで仮にそういう部分が出てくれば、委員によって認定の部分だとか評価の部分だとかということで、こういう相違がありますとかということも含めてお書きをいただくということになろうかとは思いますが。合議体の委員会であれば、多数決で決するとかということもあろうかと思うのですが、委員会ではございませんので、ただ、委員会形式でやっても、個別に委員からはこういう御指摘がありましたということは、報告書だとかにも書かれているケースは、他都市だとかということでもあろうかとは思いますが、場合によると、最終的に意見の相違が出てきて、それが報告書にそれぞれ意見が違ったということも含めて記載されるということもあろうかと思えます。

- **黒川勝委員** そうすると、3人の方々からそれぞれにそういった報告書みたいなものが出てくるということになるのですか。それともまとまったものとして出てくるのか。
- **吉川総務局長** 報告書としては、一つにまとまった形で、それぞれ役割分担をしながら報告書をまとめていただいた形で一体として出てくると我々としては理解をしています。そういう形を出していただきたいと思っております。
- **黒川勝委員** それと、あと、先ほど契約がまとまってきて調査内容的なことも固まってきた段階で、こういう調査をこれからしていきますというような形での報告が議会にあるというお話がありましたけれども、そういう報告的なことというのは、最初の段階と、あと最終的な報告があると思うのですが、あと中間的な報告みたいなものもあるのか。その報告の仕方というのは、これからなのか、まだ決めていないのか分かりませんが、大体どんなイメージで想定しているのか。
- **吉川総務局長** 最初のスタートする段階と最終的に報告書が出てきた段階でということでは、それは、当然、調査委員からも御報告をいただいているということの中で公表もしていきますし、議会の皆様にもお伝えしていきたいと思っておりますけれども、途中の段階でということに関しては、我々のほうで、このタイミングでということ、申し上げることができないとは思いますが、それは、また委員を引き受けていただく3人の方の御判断の中で、場合によっては、このタイミングで一度中身を広くお伝えするタイミングがあるんじゃないかと、そういった御判断も含めて委員の方に御判断いただくということに、途中の部分については、そういうことになろうかと思えます。
- **黒川勝委員** 報告の仕方というのは、議会に対する報告というのが1つと、あと、記者発表的な報告というのが1つあると思っておりますのと、あと、書面的な形で報告というようなものが、議会というか横浜市に対して報告をされるというようなことがあると思うのですが、その辺りは、何かこういう形が望ましいみたいなことというのはあるのですか。
- **吉川総務局長** 少なくともいいですか、最低限といいますか、当然ですが、文書で報告書をまとめていただくということについては、必ず実施をしていただく必要があると思っております。その報告書をもって、議会の皆様に対してどういう場面で、それを、我々当局のほうから頂いた報告書を基に御報告をさしあげるのか、ないしは、調査員となった弁護士の方から御報告をさしあげるのかということについては、また議会の皆様方からの御意見もしっかりといただきながら、最終的な御報告については考えていきたいと

思いますけれども、まず報告書をまとめていただくと、まとめていただいた報告書については、当然、議員の皆様にも御説明するだけではなく、市民の皆様にもということできちんとお伝えをしていく必要があると思っています。

- **黒川勝委員** 最終的な報告はきちんといただくとしても、最初の段階の報告というのは、議会としては、参考人招致的な形で来ていただくことを求めるみたいな形になるのか、それとも報告事項みたいな形で報告、そちらの側に座られて、そして報告をいただくみたいなことになるのか、その辺りはどういうイメージなのか。
- **吉川総務局長** そこも議会の皆様方からの要請に応じてというか御要望に応じてという形で、私どもとしてもそれをできるだけ受け止める形で、御報告の形式につきましては、御相談させていただきたいと思いません。
- **黒川勝委員** それと、あと、先ほど認定だとか評価だとかというお話がありましたけれども、ハラスメントがあったかどうかというようなことを評価するというお話がありましたけれども、ハラスメントがあったかどうかというのは、僕は、これは、評価というよりは、認定の場面なんじゃないかなと思うのですけれども、ハラスメントがあったかどうか最終的な評価だということになると、認定の場面というのは何を認定するのか。
- **吉川総務局長** 認定というのは、今回、幹部職員が告発している中身について、まずそれがどういう状況だったのか、どういうことが行われたのかということに関係者からヒアリングなりなんなりとかということで調べていくのが、これは言葉のとおりですけれども、調査ということなのだと思います。ただ、その調査でお互いに例えば主張していることが違ったりだとか、その場にほかにも居合わせた人がいたりだとか、ほかにも証言する人がいたりだとかということの中で、仮に当事者同士が、事実関係が違うということを主張していたとしても、ほかにも証言をする人がいたりだとかということの中で調査をした結果として、事実については、これは、その場で記録が残っていればまた明確に事実が認定できるということだと思います。けれども、そういった証拠だとかということがなければ、証言を合わせた中で、これは、非常に限りなく事実に近いだろうということで、事実かどうかということ認定していくところがこの認定という意味です。
その認定が終わった後に、先ほどありました法で言っているハラスメントの3要件ということに合致するかどうかということの評価をいったりだとかという、そういう3段階になるということだと思います。
- **黒川勝委員** 割といじめ案件なんかのときの認定だとか調査とかをされて、最終的な判断というようなところで、何となく最終的な判断というのを拝見すると、結構タマシ色というか、疑いはあるけれども100%とは言い難いみたいな、そういうような最終的な評価になりがちなんじゃないかなとも思うのですけれども、そういう最終的な評価というのもあり得るということによろしいのですか。何かしらの結論というようなものが出るのか、それとも玉虫色のような結論であっても、それはそれとして受け止めるということになるのか。
- **吉川総務局長** 実際に例えば録音があるとか映像があるだとかというようなことだとか、記録は残ってなくてもお互いに双方が認めているだとかということは、事実として認定がされて、それに対する評価になってくるということだとは思っているのですけれども、今回、幹部職員が告発した文書に記載されている5項目については、それぞれ調査を弁護士の方にしていただいて認定していくということになりますので、中身によっては、全体としてこうだったということではなく、一つ一つの事項について、これは事実として認定さ

れた客観的な証拠もあります。この部分については、双方が食い違っていたりだとかということの中で、でも、証拠もなくほかにも証言する人もいなかったりだとかということであれば、この部分はグレーです、ないしは相反していますとかということが、それぞれについて出てくるのだと思います。今回、その5項目ということになっておりますので、それぞれについて、事実の調査、認定、評価が行われていくのだろうと思っております。

- **黒川勝委員**　そういうことって最終的な判断というか評価を下す、あるいは認定をするという段階で、3人の弁護士さんが食い違うことというのはあるのですか。
それとも、第三者委員会であればお話をさせていただいた結果の中でこういう結論と出せると思うのですけれども、3人にお願いをしているということになっちゃうと、3人がそれぞれ勝手なことを言われちゃうみたいな、そういうような形にならないかなというのが危惧されるのですけれども、その辺りはどうですか。
- **吉川総務局長**　そういうふうにはなっていないような形で、3人の方の中で役割分担もしながらということで調査を進めていっていただけのではないかと思っております。
- **黒川勝委員**　あまり長くやってもしょうがないのでこれぐらいにしておきますけれども、そういう形で最終的な判断なり評価なりというようなものが出てきた段階で、我々議会としては、その後、どうしていかかということを考えなきゃいけないなということで何となく分かってまいりました。ありがとうございます。
- **川口広委員長**　ほかにかかれますか。
- **みわ智恵美委員**　御説明ありがとうございます。最初のところで伺いたいのですけれども、1月28日に議会での決議がありまして、翌日、市コンプライアンス委員会において、第三者による調査の実施を決定ということです。この市コンプライアンス委員会のメンバー、あと長、それから、どのぐらいの時間をかけてどこでやったのかを伺います。
- **湊コンプライアンス推進担当部長**　コンプライアンス委員会の長は、総括コンプライアンス責任者の伊地知副市長でございまして、市庁舎の中で開催しております。ちょっと待ってください。委員ですけれども、技監と危機管理監、政策経営局長、総務局長、財政局長、鶴見区長、保土ヶ谷区長、市民局長、こども青少年局長、健康福祉局長、みどり環境局長、水道局長、教育長という委員でございまして。
- **みわ智恵美委員**　この翌日に今言われた方々が、メンバーとしてコンプライアンス委員会がこういうふうになっているのかなと思うのですが、一気に集められて、どのぐらいの時間でというのを伺ったのですけれども。
- **湊コンプライアンス推進担当部長**　15分ほどでございます。
- **みわ智恵美委員**　大変短い時間で決まったという印象を受けるのですけれども、それは、議題そのものが、第三者による調査をするのかどうかということで決めていったのか、大変短いのでどのように主導されていったのか、伺います。
- **湊コンプライアンス推進担当部長**　議題として、第三者による調査についてということで、第三者による調査を実施する理由と調査体制、選任方法、あと先ほどございました調査期間、こちらの3点をお諮りしています。
- **みわ智恵美委員**　じゃあ今おっしゃった議題は、どなたかが、委員長なのか、用意されて、それで一気に集まって、15分という時間でそれだけのことが決められたということですか。

- **吉川総務局長** 実際にはコンプライアンス委員会を開催したのは、1月29日ということになりますけれども、先ほども言いましたメンバーに招集をかけるという意味でのコンプライアンス委員会を開催しますよという通知は、1月27日に、2日前に出しています。

第三者による調査について議題を諮っていくということにつきましては、私ども総務局のほうで、総括コンプライアンス責任者である伊地知副市长の下で様々御指示をいただく中で、第三者調査の形態であるとか、具体的に事務局の機能どうするのだとか調査期間だとかということ、我々のほうでも他都市の状況だとかを様々調べた上で伊地知副市长に御判断をいただいて、じゃあおおむねの第三者調査を実施する理由についても、独立性、中立性を確保するという視点で適切な方法だということも委員の皆様にもお示しをして、調査体制ですとか選任方法は、調査は弁護士3名でということ、我々、公平、中立なところの中では、事務局もあちらに担っていただいているということの中、それからまた、弁護士の人選についても、県弁護士会に一任をするということだとかも、事務局である我々のほうからコンプライアンス委員会にお示しをいただきまして議論していただいたということでございますので、論点は、我々のほうで、伊地知副市长の指示の下でしっかり整理した上で委員会で諮らせていただいて、それを御確認いただいたということですので、15分程度で、ただ、その中でも、御意見は幾つかもろろいただいているということではございます。

- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。議会での議決は28日ですけれども、そういうものが出るという情報の上に、皆さん27日に、2日前ですけれども、召集をかけられて集められたということですが、そういう中で、市民からの声が報告されたとも聞いているのですけれども、いろいろメールとか電話とかで今回の1月15日以降の様々な声が届いていたと思うので、どんな声が出ているのか、伺います。

- **吉川総務局長** このコンプライアンス委員会の中でも、そういった形で市民の方から、今、御紹介がありましたけれども、寄せられている声、件数等ということで報告をさせていただきました。Eメールであるとかコールセンターだとか、手段は電話ですとかメールだとかということもありますけれども、コンプライアンス委員会を開催する2日前の1月27日の時点で350件ほどの御意見だとか問合せが寄せられていますということは、共有もいたしました。また、主な内容としてということで、第三者による調査を望む声であるとか、また、告発をした幹部職員の保護を求めるといった声を多くいただいていたという状況で、それも御紹介させていただいております。

- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。本当に短時間でぎゅっと詰まった話合いでそういう市民からの声も報告されて、いよいよやらなければということで始められたのかなということが分かります。そこでこれから、今日はたくさん皆さんからの質問もあって調査が始まるに当たって、公平性であったり透明性も担保するには、何しろ証言者の秘密というのですか、それが本当に守られるということが大事だと思います。市民からの意見では、告発した方の保護ということは、これから証言される方々も、保護という点では、皆さんがその立場になると思うのです。ということで、第三者調査の難しさというのですか、外部にいる方が内部の方々の声を聞くというやり方なので、そこについては、ここで私がこういう方法とか言うのもあれですけれども、皆さんのほうで考えられたり、これから依頼をするに当たって弁護士さんたちにお話しされたりするのだと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

- **吉川総務局長** 調査に協力する職員の保護ということに関して申し上げれば、当然ですけれども、横浜市としてということの中で、伊地知副市长の下で庁内に徹底を図っていきます。呼びかけという形で当然していかなければいけないと思いますし、当たり前ですけれども、証言した職員の保護は、横浜市という組織と

して必ず守っていくということは、絶対にそれはしていかなければいけないと思います。また、調査を実施していただく弁護士の方についても、これは、日本弁護士連合会のほうで定めている調査の指針だとかということの中にも、そういったこともきちんとうたわれておりますので、そこは徹底していただくということ、我々からもその点に関しては、重ね重ねお願いしていきたいと思います。

○ **みわ智恵美委員** ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。それで、先ほども出ましたけれども、市長が、第三者調査があるということで、議会での一切パワハラ疑いのある言動などについて発言されなくなっています。この判断とか事実確認を、そういう中で何も言われぬということ、そういうことは、弁護士会から言わないようにとか何か指示があったのですか。

○ **吉川総務局長** まだ調査を実施しておりませんので、そういう意味では、そういった指示だとかということ、今はもちろんありませんし、この先もそれは絶対ないと思っております。

○ **みわ智恵美委員** 事実ですから、どういうことですか、それがパワハラだとかどうかという判断を下さいと述べているわけではないのですけれども、本当に発言をされなくなったというのが大きな問題だと一つは思っています。それから、市会への報告ということがあります。

先ほどからも、何度か多くの議員からもあったのですけれども、最終報告ではなく、こういう場所に弁護士の方に来ていただいて私たちがヒアリングできるようなとか意見交換ができるような、そういう中間報告の場が必要だと考えているのですが、その点については、1回当たり5万円支払うと書いてあるのですけれども、これは1回当たりですから、2回になれば、3回になればという考えでよろしいでしょうか。

○ **吉川総務局長** それは御指摘のとおりです。市会などの場で調査員が説明する、公の場に出る場合については、1回当たり5万円ということで御了承いただいているということです。

○ **みわ智恵美委員** 日本共産党としては、市会の報告ということについては、私たちが伺えるような場で、参考人というようなやり方でやっていただきたいなと思っております。それで、この最後の今後の予定というところでは、これから調査を依頼しますと、これからはよいよ始まるのだということなのですから、この調査が終わった後の今後、報告が出た後のことについては、皆さんとしては何か考えているのかどうか、伺います。

○ **吉川総務局長** それは、調査の結果が出てからということになるかとは思いますが、今も既にいろいろな制度上の不備だとかということも含めて議会からも御指摘をいただいておりますし、また、調査報告の中で、そうした制度上の不備だとかということも含めて御指摘があれば、そういった点も踏まえて、横浜市としてきちんと制度化であるとか既存の制度の改善だとかということも、実効性のある仕組みを整えていくということは、当然やっていかなければいけないことだと思っております。

○ **みわ智恵美委員** ありがとうございます。この場でも継続審議にして取り組んでいこうということも合意がされたかなと思っておりますので、一緒にできたらと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○ **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。

○ **黒川勝委員** 1点だけ大事なことを失念していたのですけれども、今回の第三者による調査についての評価、認定ということなのですから、最終的な部分で、もしこれが犯罪に当たる可能性があるとするれば、どういう犯罪が問われることになるのか、それだけ少し確認させていただけますか。

○ **吉川総務局長** すみません。

- **黒川勝委員** 市長の犯罪として告発すべきであるみたいな、そういう評価だとか認定とかというのが出る可能性もあるわけですね。
- **吉川総務局長** その部分については、正直、今の時点で、調査の結果でどういう事実が出てくるのかということも含めて判断をしかねるところがございますので、刑事的などかということにつながるものがあるのかどうかについては、すみません、今、私は、この段階では、申し上げることができない状況だということでございます。
- **黒川勝委員** 労働法令的な部分での違反行為だったりだとか、あるいは名誉毀損的なことだったりだとか、そういうことというのは、判定として出る可能性はあるということでしょうか。
- **吉川総務局長** そこも含めて事実関係の調査、認定というところ、また評価というところによってくるのかと思いますので、今の段階でこうした部分がこういう刑事的などところに触れるだとかということについては、申し訳ありません、私からは、発言を控えさせていただきたいと思います。
- **黒川勝委員** 最終的な弁護士さんからの判定というようなものが出るというようなことになるとと思いますので、それはそれとして待たなければいけないのかなとは思いますが、ただ、先ほど横山委員からも、資料の提出というようなこともありましたけれども、僕は、今回、予算特別委員会の第一委員会の委員長をさせていただいて、川口委員長が第二委員会の委員長になるわけですが、個人的には、第三者による調査というようなことに対して、市長が調査を受けて市長が発言する発言の内容というようなことと、議会の中で市長に対する質問と、それに対する市長が回答する発言というようなものというのは、基本的には同じ重みを持つものだと思っておりますので、そういう重みを持った中での発言をぜひ期待しているということも踏まえて、先ほどの資料については御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で総務局関係の審査は終了いたしましたので、本日の審査は全て終了いたしました。

審査委嘱報告書を予算第二特別委員会委員長宛てに、また、委員会報告書等につきましては、議長宛てに提出させていただきます。

次回の委員会日程ですが、3月16日月曜日午前10時より委員会室1において開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

◇

◎ 閉会宣告

- **川口広委員長** 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後1時08分